

参考資料 4

事務・権限の移譲に要する準備期間等に関するアンケート調査表

回答要領

<1～5>必要な準備措置

内閣府が行った意向調査及び産業構造審議会保安分科会等で指摘された1～5の懸念事項について、それぞれの懸念を解消するための具体的措置内容を御記入下さい（5の具体的懸念事項と対処の方向性については可能な範囲でご記入ください）。また、それぞれの項目に必要な準備期間について御記入下さい。

<6>必要準備期間

1～5を踏まえ、移譲までに必要な準備期間を記載してください。

<7>保安レベルを維持しつつ事務・権限を移譲するための特段の留意事項

別紙1に記載されている移譲対象事務について、保安レベルの維持の観点から特段の留意事項がある場合には、条文毎に御記入下さい。

<取りまとめ>

道府県及び指定都市で必要な協議を行った上で、道府県において回答を取りまとめ、提出願います。

道府県名： 北海道 、 指定都市名： 札幌市

懸念事項	1. 指定都市における人員確保、財源措置等の体制整備
必要準備期間	平成26年 7月～平成27年度末
具体的措置内容	
【北海道】	
・機構定員要求（事務処理量の把握、火薬担当部署、火薬担当者の維持。） ・予算要求	
【札幌市】	
(所管部局)	
・機構定数要求（担当職員1名の確保） ・権限移譲までの準備期間における人件費その他財源確保 ・権限移譲後も継続して財源を確保していくための方向性についての検討	
(管理部局)	
「事務・権限の移譲等に関する見直し方針」「第4次一括法案に対する参議院総務委員会附帯決議」「同衆議院総務委員会附帯決議」に明記された、“事務・権限の移譲に当たっては必要な財源措置を講じること”について、関係府省等に対し、確実な履行（概算要求への計上等）を求めていく。	

懸念事項	2. 指定都市における専門職員の養成（教育・研修による）及び専門性の維持
------	--------------------------------------

必要準備期間	平成26年 7月～平成27年度末
具体的措置内容	<p>【北海道】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指定都市における研修等教育への協力 ・人事交流（職員受入・派遣等）準備 <p>【札幌市】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・専門職員1名の配置 ・経済産業省の研修その他各種セミナー等への継続的参加 ・北海道の実務経験職員との間で、定期的に意見を交換できる場の設定 ・北海道への職員派遣などによる知識・技術の取得

懸念事項	3. 道府県と指定都市の連携体制構築
必要準備期間	平成26年 7月～平成27年度末
具体的措置内容	<p>【北海道】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人事交流 ・保安検査、立入検査の共同実施 <p>【札幌市】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国・北海道・指定都市間の定期的な連絡調整会議等意見交換の場への参加 ・北海道担当職員からの継続的な助言、指導体制の確立 ・北海道の実務経験職員と共同で保安検査・立入検査の実施

懸念事項	4. 指定都市における道府県からの事務及びノウハウの引継
必要準備期間	平成26年 7月～平成27年度末
具体的措置内容	<p>【北海道】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・引継書、マニュアルの作成 ・指定都市に対する研修 ・保安検査、立入検査の共同実施 <p>【札幌市】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・北海道の作成による要綱・要領・マニュアル等の確実な引き渡し ・北海道の実務経験職員からの継続的な助言・指導 ・北海道が行う事務処理への立会い、研修 ・全国統一的なマニュアル、質疑応答等の公表

懸念事項	5. 保安レベル維持のため広域で取り組むべき事案
必要準備期間	平成26年 7月～平成27年度末

具体的懸念事項と対処の方向性

【北海道】

(懸念事項)

- ① 法 45 条の 23 及び 45 条の 38 に規定する指定検査機関の指定については所在する地域は都道府県単位を最小単位と定められている。
- ② 法 31 条免状交付事務、法 45 条 17 試験事務の実施について。

(対処の方向性)

- ① 国において運用解釈の検討が必要。
- ② 免状再交付時の交付者の変更（知事から市長となるのか）など混乱を招くことも予想されるため、広域（都道府県単位）で取り組んだ方が良い。

【札幌市】

(懸念事項)

- ・販売店の店舗と火薬庫の所在地が指定都市の範囲で收まらない。

(対処の方向性)

- ・それぞれを所管する道府県と指定都市間の情報提供体制の確保
- ・事故・災害発生対応マニュアルの作成及び取り交わし

懸念事項	6. 指定都市における十分な準備期間の確保
必要準備期間	平成 26 年 7 月 ~ 平成 27 年度末 (1. ~ 5. を踏まえ、必要な準備期間を記載してください。)

7. その他保安レベルを維持しつつ事務・権限を移譲するための特段の留意事項（条文毎に記載願います）

条項	保安レベル維持の問題点、解決の方向性
法第 5 条及び 12 条	販売店の店舗と火薬庫の所在地が指定都市内に收まらないので、それを所管する道府県と指定都市間の情報提供体制を確保する。
法第 46 条	災害時緊急時の指揮命令系統が分割されることから事故災害発生対応マニュアルを取り交わす。

北海道担当者（分権担当）

所属： 総合政策部地域主権局

氏名： 大須賀 康高

T E L : 011-204-5160

F A X : 011-232-2743

札幌市担当者（分権担当）

所属： 総務局行政部総務課

氏名 : 引地 志保

T E L : 011-211-2162

F A X : 011-218-5171

(本調査に関する提出・連絡先)

内閣府地方分権改革推進室 塩川

T e 1:03-3581-2458

e-mail:gimuwaku@cao.go.jp

*火薬類取締法に関する質問は、経産省の担当者にお願いします。

経済産業省商務流通保安グループ

鉱山・火薬類監理官付 宮地、池田（晃）

T e 1:03-3501-1870

e-mail: kozan-kayakurui@meti.go.jp

事務・権限の移譲に要する準備期間等に関するアンケート調査表

回答要領

<1～5>必要な準備措置

内閣府が行った意向調査及び産業構造審議会保安分科会等で指摘された1～5の懸念事項について、それぞれの懸念を解消するための具体的措置内容を御記入下さい（5の具体的懸念事項と対処の方向性については可能な範囲でご記入ください）。また、それぞれの項目に必要な準備期間について御記入下さい。

<6>必要準備期間

1～5を踏まえ、移譲までに必要な準備期間を記載してください。

<7>保安レベルを維持しつつ事務・権限を移譲するための特段の留意事項

別紙1に記載されている移譲対象事務について、保安レベルの維持の観点から特段の留意事項がある場合には、条文毎に御記入下さい。

<取りまとめ>

道府県及び指定都市で必要な協議を行った上で、道府県において回答を取りまとめ、提出願います。

道府県名：宮城県、指定都市名：仙台市

懸念事項	1. 指定都市における人員確保、財源措置等の体制整備
必要準備期間	平成26年 月～平成 年 月 <u>(10年以上前に移譲しており期間が特定できず回答不可)</u>
具体的措置内容	既に事務処理特例制度により移譲済み
【宮城県】	
・本県では、事務処理特例制度により移譲した事務に要した経費に対する交付金制度があり、権限移譲先に対する、事務移譲後における財源措置等の支援体制を整えている。	
【仙台市】	
・特になし	

懸念事項	2. 指定都市における専門職員の養成（教育・研修による）及び専門性の維持
必要準備期間	平成26年 月～平成 年 月 <u>(10年以上前に移譲しており期間が特定できず回答不可)</u>
具体的措置内容	既に事務処理特例制度により移譲済み
【宮城県】	
・仙台市に対する移譲についての説明会を実施した。	
【仙台市】	
・各種研修・セミナーへの参加を行った。	

懸念事項	3. 道府県と指定都市の連携体制構築
必要準備期間	平成26年 月 ~ 平成 年 月 <u>(10年以上前に移譲しており期間が特定できず回答不可)</u>
具体的措置内容	既に事務処理特例制度により移譲済み

【宮城県】

- ・事故発生時における対応・調査等についても権限移譲しているが、経済産業省に対する事故報告行為については移譲対象としていない。なお、事務処理にあたっては、県内における事故措置要綱を定めるとともに、必要に応じ助言を与える等、連携体制を保つようにした。
- ・国からの通知等を送付するなど、情報の提供及び共有に努めた。

【仙台市】

- ・特になし

懸念事項	4. 指定都市における道府県からの事務及びノウハウの引継
必要準備期間	平成26年 月 ~ 平成 年 月 <u>(10年以上前に移譲しており期間が特定できず回答不可)</u>
具体的措置内容	既に事務処理特例制度により移譲済み

【宮城県】

- ・仙台市に対し移譲に関する事務処理等について、説明会を実施した。
- ・引継書の他、県が移譲前に使用していた事務処理マニュアル等を、参考に仙台市に提供した。

【仙台市】

- ・県から市町村への権限移譲事務に係る事前説明会があった。

懸念事項	5. 保安レベル維持のため広域で取り組むべき事案
必要準備期間	平成26年 月 ~ 平成 年 月 <u>(10年以上前に移譲しており期間が特定できず回答不可)</u>
具体的懸念事項と対処の方向性	既に事務処理特例制度により移譲済み

【宮城県】

- ・保安責任者免状交付事務、完成検査機関の指定、保安検査機関の指定及び経済産業省に対する事故報告については、県で一括して対応した方がよいと判断し、移譲しなかった。
- ・許認可等の申請者の立場からは、取扱う事務が市町村ごとに異なることは、手続きが煩雑になり、未手続きの発生等保安レベルの低下につながる懸念があることから、一部の事務については移譲しなかった。
- ・事務処理の受付場所の周知等関係団体等に対し、権限移譲について説明会を実施した。
- ・他都道府県からの事故情報の授受の内容について、必要に応じ仙台市に情報提供を行った。
- ・国からの通知を仙台市に送付する等情報の提供に努めた。

懸念事項	6. 指定都市における十分な準備期間の確保
必要準備期間 <u>(必要であった準備期間)</u>	平成13年4月～平成14年3月 (1.～5.を踏まえ、必要準備期間 <u>(必要であった準備期間)</u> を記載してください。)

7. その他保安レベルを維持しつつ事務・権限を移譲するための特段の留意した事項（条文毎に記載願います）

条項	保安レベル維持の問題点、解決の方向性
17条、25条	【宮城県】 ・おおむね全市町村で一律に権限移譲が行えることとなった煙火に係る事務については、平成12年4月に移譲した。 ・その他の権限（一部除く）は、平成14年4月に移譲した。

道府県御担当者

(地方分権担当者)

氏名：震災復興政策課分権推進班 渋谷 重光

T E L : 022-211-2409

F A X : 022-211-2493

(火薬類取締法担当者)

氏名：総務部消防課産業保安班 菊地 浩

T E L : 022-211-2377

F A X : 022-211-2398

指定都市御担当者

(地方分権担当者)

氏名：政策企画部政策企画課 岡本 宗彦

T E L : 022-214-1268 (内 2137)

F A X : 022-214-8037

(火薬類取締法担当者)

氏名：消防局予防部危険物保安課 岡田 等

T E L : 022-234-1111

F A X : 022-234-1411

(本調査に関する提出・連絡先)

内閣府地方分権改革推進室 塩川

T e 1:03-3581-2458

e-mail: gimuwaku@cao.go.jp

*火薬類取締法に関する質問は、経産省の担当者にお願いします。

経済産業省商務流通保安グループ

鉱山・火薬類監理官付 宮地、池田（晃）

T e 1:03-3501-1870

e-mail: kozan-kayakurui@meti.go.jp

事務・権限の移譲に要する準備期間等に関するアンケート調査表

回答要領

<1～5>必要な準備措置

内閣府が行った意向調査及び産業構造審議会保安分科会等で指摘された1～5の懸念事項について、それぞれの懸念を解消するための具体的措置内容を御記入下さい（5の具体的懸念事項と対処の方向性については可能な範囲でご記入ください）。また、それぞれの項目に必要な準備期間について御記入下さい。

<6>必要準備期間

1～5を踏まえ、移譲までに必要な準備期間を記載してください。

<7>保安レベルを維持しつつ事務・権限を移譲するための特段の留意事項

別紙1に記載されている移譲対象事務について、保安レベルの維持の観点から特段の留意事項がある場合には、条文毎に御記入下さい。

<取りまとめ>

道府県及び指定都市で必要な協議を行った上で、道府県において回答を取りまとめ、提出願います。

道府県名：埼玉県、指定都市名：さいたま市

懸念事項	1. 指定都市における人員確保、財源措置等の体制整備
必要準備期間	平成26年 7月～平成29年 3月
具体的措置内容	

【県】

- ・機構定員要求（事務処理量の把握、火薬担当職員現状維持）

【指定都市】

- ・移譲される事務量（施設数、処理件数等）の把握
- ・機構定員要求（火薬担当人員確保）
- ・予算要求（人件費、システム構築費、検査器具整備費、図書整備費等）

懸念事項	2. 指定都市における専門職員の養成（教育・研修による）及び専門性の維持
必要準備期間	平成26年 7月～平成29年 3月
具体的措置内容	

【県】

- ・指定都市における研修等教育への協力
- ・指定都市職員向け研修の検討と、実施

【指定都市】

- ・指定都市における担当者教育システムの構築
- ・経済産業省及び県の研修への参加

懸念事項	3. 道府県と指定都市の連携体制構築
必要準備期間	平成26年 7月 ~ 平成29年 3月
具体的措置内容	<p>【県】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・権限移譲連絡調整会議の開催（毎年2月実施） ・業務に関する相談等には随時対応し、重要な案件については情報共有を図る。 ・保安検査、立入検査の共同実施（但し、検査先の承諾が必要。） <p>【指定都市】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保安検査、立入検査の共同実施 ・連絡会議等、情報交換の場の設置

懸念事項	4. 指定都市における道府県からの事務及びノウハウの引継
必要準備期間	平成26年 7月 ~ 平成29年 3月
具体的措置内容	<p>【県】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・移譲年度より前に、業務引継の説明会等を実施する。 ・権限移譲連絡調整会議の開催（毎年2月実施） ・業務に関する相談や研修希望等には随時対応し、移譲後も新しい情報を提供していく。 ・保安検査、立入検査の共同実施（但し、検査先の承諾が必要。） <p>【指定都市】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・引継書、マニュアル等の引継ぎ ・県の研修、説明会への参加 ・申請届出に係る審査、保安検査、立入検査の共同実施

懸念事項	5. 保安レベル維持のため広域で取り組むべき事案
必要準備期間	平成26年 7月 ~ 平成29年 3月
具体的懸念事項と対処の方向性	<p>【懸念事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・販売店の店舗と火薬庫の所在地が1指定都市内に収まらない。 ・災害時緊急時の指揮命令系統が分割される。 ・県では、前年度の立入検査結果を踏まえ、毎年度「立入検査重点項目」を設定し検査を実施しているが、移譲先において検査内容が変わると、県内の火薬保安水準にバラツキが生じる恐れがある。県と指定都市で統一的な指導ができるか。 <p>【対処の方向性に関する県の記載】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・道府県間における現状での取扱いの整理 ・検査、帳簿の確認方法の整理 ・店舗、火薬庫への検査方法の整理

【対処の方向性に関する指定都市の記載】

- ・情報共有の体制確立
- ・検査、帳簿の確認方法の整理
- ・店舗、火薬庫への検査方法の整理

懸念事項	6. 指定都市における十分な準備期間の確保
必要準備期間	平成26年 7月 ~ 平成29年 3月

7. その他保安レベルを維持しつつ事務・権限を移譲するための特段の留意事項（条文毎に記載願います）

条項	保安レベル維持の問題点、解決の方向性
31条	免状交付事務の役割分担の整理
30条	保安責任者選任等、二重選任チェック体制の確保

県担当者 埼玉県危機管理防災部
化学保安課

氏名： 阿久沢 理恵
T E L : 048-830-8435
F A X : 048-830-8444

指定都市御担当者 さいたま市都市戦略本部
都市経営戦略部

氏名： 竹村
T E L : 048-829-1064
F A X : 048-829-1974

事務・権限の移譲に要する準備期間等に関するアンケート調査表

回答要領

<1～5>必要な準備措置

内閣府が行った意向調査及び産業構造審議会保安分科会等で指摘された1～5の懸念事項について、それぞれの懸念を解消するための具体的措置内容を御記入下さい（5の具体的懸念事項と対処の方向性については可能な範囲でご記入ください）。また、それぞれの項目に必要な準備期間について御記入下さい。

<6>必要準備期間

1～5を踏まえ、移譲までに必要な準備期間を記載してください。

<7>保安レベルを維持しつつ事務・権限を移譲するための特段の留意事項

別紙1に記載されている移譲対象事務について、保安レベルの維持の観点から特段の留意事項がある場合には、条文毎に御記入下さい。

<取りまとめ>

道府県及び指定都市で必要な協議を行った上で、道府県において回答を取りまとめ、提出願います。

道府県名：千葉県、指定都市名：千葉市

懸念事項	1. 指定都市における人員確保、財源措置等の体制整備
必要準備期間	平成26年 月～平成29年 3月
具体的措置内容	現時点では未定のため、空欄とする。以下同じ。
【千葉県】	
・機構定員要求（事務処理量の把握、火薬担当部署の維持・存続、火薬担当者維持（本庁2名、出先機関各1名））	
・予算要求	
・条例（手数料を含む。）、事務委任規則等の改正	
【千葉市】	
・機構定員要求（事務処理量の把握、火薬担当部署の設置、火薬担当者確保）	
・予算要求	
・条例（手数料を含む。）、事務委任規則等の改正	

懸念事項	2. 指定都市における専門職員の養成（教育・研修による）及び専門性の維持
必要準備期間	平成26年 月～平成29年 3月
具体的措置内容	
【千葉県】	
<ul style="list-style-type: none"> ・指定都市における研修等教育への協力 ・人事交流（職員受入等）準備（化学系職員が必要） ・研修（1年程度）が必要（2名×各1年） 	
【千葉市】	
<ul style="list-style-type: none"> ・人事交流 ・経済産業省や県が主催する研修への参加 	

懸念事項	3. 道府県と指定都市の連携体制構築
必要準備期間	平成26年 月～平成29年 3月
具体的措置内容	
【千葉県】	
<ul style="list-style-type: none"> ・保安検査、立入検査（定期及び事故等発生時）の共同実施 	
【千葉市】	
<ul style="list-style-type: none"> ・保安検査、立入検査（定期及び事故等発生時）の共同実施 ・連絡会議等の場の設置 	

懸念事項	4. 指定都市における道府県からの事務及びノウハウの引継
必要準備期間	平成26年 月～平成29年 3月
具体的措置内容	
【千葉県】	
<ul style="list-style-type: none"> ・引継書、マニュアル（手引き）の作成 ・指定都市に対する研修（事務担当者会議・説明会への参加含む） ・保安検査、立入検査の共同実施 	
【千葉市】	
<ul style="list-style-type: none"> ・経済産業省や県が主催する研修への参加 ・保安検査、立入検査の共同実施 	

懸念事項	5. 保安レベル維持のため広域で取り組むべき事案
必要準備期間	平成26年 月 ~ 平成29年 3月
具体的懸念事項と対処の方向性	<p>【懸念事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・販売店の店舗と火薬庫の所在地が1指定都市内に収まらない場合の情報共有 ・災害時緊急時の指揮命令系統が分割され、対応が遅れることが懸念される。 ・火薬類の消費（煙火消費）に係る安全な距離が1指定都市内に収まらない場合の手続方法 <p>【対処の方向性】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・合同立入検査の実施、意見交換会議の開催及び災害時緊急時の連絡等情報共有体制の整理を行う。 ・事業者に対する指導方法、法令運用及び許認可に係る審査方法、立入検査（店舗、火薬庫、消費場所、帳簿等）対応方法の整理を行う。

懸念事項	6. 指定都市における十分な準備期間の確保
必要準備期間	平成26年 月 ~ 平成29年 3月 (1. ~ 5. を踏まえ、必要な準備期間を記載してください。)

7. その他保安レベルを維持しつつ事務・権限を移譲するための特段の留意事項（条文毎に記載願います）

条項	保安レベル維持の問題点、解決の方向性
17条 1項	火薬類を譲り受ける者が1指定都市であり、消費する場所が1指定都市を含む道府県内である場合の許可申請の方法の検討
25条 1項	火薬類の消費（煙火消費）に係る安全な距離が1指定都市内に収まらない場合の手続き方法の検討
35条 1項	保安検査の検査内容及び基準について、1指定都市の所属する道府県内の検査内容及び基準のすり合わせの検討
43条の1	立入検査の検査内容及び基準について、1指定都市の所属する道府県内の検査内容及び基準のすり合わせ及び立入検査実施回数の検討

千葉県地方分権改革担当課担当者

氏名： 市町村課 小沼
T E L : 043-223-2147
F A X : 043-224-0989

千葉県火薬類担当課担当者

氏名： 産業保安課 藤枝
T E L : 043-223-2722
F A X : 043-227-3548

千葉市地方分権改革担当課担当者

氏名 : 政策調整課 柴田

T E L : 043-245-5047

F A X : 043-245-5476

千葉市火薬類担当課担当者

氏名 : 指導課 北山

T E L : 043-202-1667

F A X : 043-202-1679

(本調査に関する提出・連絡先)

内閣府地方分権改革推進室 塩川

T e 1:03-3581-2458

e-mail:gimuwaku@cao.go.jp

*火薬類取締法に関する質問は、経産省の担当者にお願いします。

経済産業省商務流通保安グループ

鉱山・火薬類監理官付 宮地、池田（晃）

T e 1:03-3501-1870

e-mail: kozan-kayakurui@meti.go.jp

事務・権限の移譲に要する準備期間等に関するアンケート調査表

回答要領

<1～5>必要な準備措置

内閣府が行った意向調査及び産業構造審議会保安分科会等で指摘された1～5の懸念事項について、それぞれの懸念を解消するための具体的措置内容を御記入下さい（5の具体的懸念事項と対処の方向性については可能な範囲でご記入ください）。また、それぞれの項目に必要な準備期間について御記入下さい。

<6>必要準備期間

1～5を踏まえ、移譲までに必要な準備期間を記載してください。

<7>保安レベルを維持しつつ事務・権限を移譲するための特段の留意事項

別紙1に記載されている移譲対象事務について、保安レベルの維持の観点から特段の留意事項がある場合には、条文毎に御記入下さい。

<取りまとめ>

道府県及び指定都市で必要な協議を行った上で、道府県において回答を取りまとめ、提出願います。

道府県名：神奈川県、指定都市名：横浜市、川崎市、相模原市

懸念事項	1. 指定都市における人員確保、財源措置等の体制整備	
必要準備期間	【横浜市・神奈川県】平成26年月～平成年月（2年程度） 【川崎市・相模原市】平成26年月～平成年月（3年程度）	
具体的措置内容	<p>【神奈川県】</p> <ul style="list-style-type: none">・ 神奈川県全域に対する指定都市（横浜市、川崎市、相模原市）の割合は、人口で約65%、面積で約52%、火薬庫数で約57%である。人員体制を考える上では、指定都市以外の区域における指導体制が低下することのないよう、十分配慮する必要がある。・ 機構定員要求（事務処理量の把握、火薬担当部署の維持・存続、火薬担当職員の一定数維持）・ 工業保安研修（本県が転入職員を対象に毎年開催している研修）への指定都市職員の参加に係る予算要求 <p>【横浜市】</p> <ul style="list-style-type: none">・ 具体的な業務内容を把握し準備担当を配置したのち、権限移譲の決定から2年程度の期間を要する。・ 準備担当の配置（人員、予算）・ 機構定員の配置（担当部署の設置、人員、人事交流）・ 予算の確保（研修、資機材、業務システム開発費） <p>【川崎市】</p>	

- ・機構定員要求（火薬担当部署の設置、火薬担当 9 名確保（本庁 1 名、各消防署 1 名）、県と指定都市間の人事交流）
 - ・予算要求（人件費、事務処理システム改修費（既存の消防情報管理システムへの対応）、施設費用、検査器具費用等）
 - ・法令等（条例、規則、規程、運用通知等）の整備
- ※職員の配置（担当人員、人事交流人員）は通常、採用試験から 2 年（初年度は消防学校等において研修を受けるため）を要する。更に採用試験における採用人員については、前年度の職員配置計画の了承によることとなるため、都合 3 年を要することとなる。
- ※移譲にかかる費用負担について国庫補助金等を要望する。

【相模原市】

- ・機構定員要求（火薬担当部署の設置、道府県と指定都市間の人事交流。）
 - ・予算要求
- 平成 27 年 6 月までに移譲が決定しない場合は、さらに 1 年先送りとなる可能性がある。

懸念事項	2. 指定都市における専門職員の養成（教育・研修による）及び専門性の維持
必要準備期間	【横浜市・川崎市・相模原市・神奈川県】平成27年4月～平成29年3月（2年程度）
具体的措置内容	<p>【神奈川県】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 経済産業省における宿泊研修の希望者全員の受講の確保 ・ 経済産業省におけるブロック会議に都道府県及び指定都市全ての参加の保証 ・ 工業保安研修（本県が転入職員を対象に毎年開催している研修）への指定都市職員の受け入れ ・ 人事交流の検討 <p>【横浜市】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 担当部署職員の研修受講 ・ 人事交流（県職員受入・県への職員派遣） ・ 業務マニュアル、教育資料の作成 ・ 指定都市の求めに応じた保安検査、立入検査等への同行 <p>【川崎市】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 指定都市における担当者教育システムの構築 ・ 人事交流（職員受入・派遣等） ・ 化学職など専門職員の採用 ・ マニュアルの整備 <p>【相模原市】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 指定都市における担当者教育システムの構築 ・ 人事交流（職員受入・派遣等）準備 ・ 経済産業省及び道府県の研修への参加

懸念事項	3. 道府県と指定都市の連携体制構築
必要準備期間	【横浜市・川崎市・相模原市・神奈川県】平成27年4月～平成29年3月(2年程度)
具体的措置内容	<p>【神奈川県】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 県と指定都市による事例研究会や情報交換会の定期的開催 ・ 指定都市の区域での事故発生時等には、必要に応じて、県も一緒に現地調査できる体制とすべき（保安検査、立入検査の共同実施） <p>【横浜市】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 連絡会議等の設置(県と政令市など) ・ 人事交流 ・ 出先機関、業界団体等が開催する研修等への参加 <p>【川崎市】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 人事交流（職員受入・派遣等） ・ 保安検査、立入検査の共同実施 ・ 県・市間の連絡会議等の設置 <p>※県主導で事務やノウハウ等が的確に伝わる体制を構築</p> <p>※県域全体での実績の少ない事務の情報共有ができる体制が必要</p> <p>【相模原市】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 人事交流 ・ 保安検査、立入検査の共同実施 ・ 連絡会議等の場の設置（平成27年4月～）

懸念事項	4. 指定都市における道府県からの事務及びノウハウの引継
必要準備期間	【横浜市・川崎市・相模原市・神奈川県】平成 年 月～平成 年 月 (数年間継続)
具体的措置内容	<p>【神奈川県】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 引継書の作成 ・ マニュアルの共有、改訂作業における連携 ・ 工業保安研修（本県が転入職員を対象に毎年開催している研修）への指定都市職員の受け入れ ・ 指定都市の求めに応じた保安検査、立入検査の共同実施 ・ 連携体制を構築するための連絡会議の定期的開催 <p>【横浜市】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 各種研修参加(経産省、県) ・ 人事交流 ・ 指定都市の求めに応じた保安検査、立入検査等の共同実施 ・ 検査基準、要綱、マニュアル等の整備・調整 ・ 県が保有するデータ情報の移管、システムの共有化 <p>【川崎市】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 関係省庁、県及びその他関係機関の研修への参加 ・ 保安検査、立入検査の共同実施 ・ 人事交流（職員受入・派遣等） ・ マニュアルの整備 ・ 県市間におけるデータ（電子、紙媒体）引継ぎ ・ 実態把握にかかる現地確認等 ・ 法律で規定されていないが実際に実施している事務（例えば県が独自の基準により事業者に対して行う行政指導等）があれば、それについても考慮が必要 ・ 他の団体との連携体制に関する引継ぎ又は共同連携の仕組み（神奈川県警、神奈川県火薬類保安協会等） <p>【相模原市】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 保安検査、立入検査の共同実施

懸念事項	5. 保安レベル維持のため広域で取り組むべき事案
必要準備期間	【横浜市・川崎市・相模原市・神奈川県】平成27年4月～平成28年3月
具体的懸念事項と対処の方向性	
【神奈川県】	
<懸念事項>	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 火薬販売店の店舗と、その店舗に必要な火薬庫の所在地が、1指定都市内に収まらない場合がある。そして、本県では、販売店と火薬庫の距離は、盜難その他の緊急の事態が発生した場合において当該販売業者が速やかに対応措置をとれるように、原則として60km以内又は時間にして1時間の範囲内の距離となるよう指導している。販売店と火薬庫が異なる行政主体に分かれた場合でも、保安上、これまでの指導内容が継続されることが求められる。 ・ 保安管理上、最も重要度が高いと考えられる火薬庫の施設数は全県で44施設である。山間部を有する市町村に偏在する傾向にあり、変更許可等の申請件数が全県域でも数年に1～2件程度あるかないかで、扱い件数がかなり少ないので実態である。業務量との見合いで火薬庫保安のための専門人材を各指定都市に配置することは容易でないと思われるが、人材育成、技術の伝承の点でも十分な専門人材の配置が不可欠である。 ・ 火工品は新しい製品や用途が次々と現れており、経済産業省による通達、告示及び運用などをそのまま適用できないことも多いため、これまで県の判断により対応してきた。権限移譲により、判断主体が県及び3つの指定都市になった場合、確認や調整に時間がかかることが想定される。 ・ 災害発生時など緊急時の指揮命令系統が分割され、事故があった場合の情報共有と広域的な対応にタイムラグが生じる懸念がある。 	
<対処の方向性>	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 特に火薬庫の許認可については警察本部とも緊密に連携して対応する体制を確立することが必要である。 ・ 新しい火工品の許認可上の取扱いについては、経験の蓄積が必要となるため、道府県において事例を集約し、指定都市と保安上の連携を図っていく仕組みを確立することが必要である。 ・ 指定都市の長が行う事業者等への立入権限について、必要に応じ（大規模な事故発生時など）、道府県知事も立入検査ができる仕組みを検討するべきである。 ・ 大規模地震発生時などにおいて、道府県知事は指定都市の長と連携し臨機応変な対応がとれるような仕組みを検討するべきである。 ・ 道府県知事と指定都市の長は緊密な連絡及び連携をとるものとし、緊急措置を要するときは相互に協議を行う仕組みを検討するべきである。 ・ 事故発生時に国に報告する際には、指定都市の長と道府県知事が確実に情報を共有できる仕組みを検討するべきである（類似の事故等の再発を防止するための措置を道府県においても迅速に取る必要があるため）。 	

<移譲を検討するに当たって必ず考慮しなければならない事項>

- ・今回の移譲の検討に当たっては、神奈川県に3つもの指定都市（全国最多）があるが、対象となる施設や許認可件数、専門職員の数や人員体制にも指定都市間で大きな開きがあることを考慮し、法定移譲する場合には、全ての指定都市に無理なく適用できることを念頭に置くことが極めて重要である。
- ・また、指定都市以外の市町村における保安行政のレベルが指定都市に比べて劣ることにならないよう、本県の体制も一定程度維持していくことが必要である。現実には、移譲して数年間は、指定都市から県が様々な相談を受けることが考えられ、本県としても最大限協力していく。権限移譲により、現在よりも一層の安全・安心が確保される姿をめざすべきである。
- ・さらに、①技術レベルの維持（研修や情報交換会の実施などにより専門業者に十分対応でき、保安レベルを低下させないこと）、②技術の継承（大学の専門課程を修了した専門人材の複数配置などによりノウハウや知識が途切れない体制）、③テロ対策（県警察との緊密な連携、立入検査の毎年の的確な実施、火薬庫における警報装置の確実な作動確保など）、④規制基準の的確な制定及び運用（自治事務ではあるが取締法という「規制」の最たるものであるために、規制基準をこれまでのノウハウや経験の蓄積に基づいて共有し明文化し必要に応じて情報交換を行って改訂すること）などが確実に求められていることを念頭に置くべきである。
- ・神奈川県では、化学職を中心とした技術職員を若手からベテランまで配置しており、人材のローテーション、OJTによる技術伝承も図ってきている。適切な保安指導体制を実現するために、指定都市においても、県と同様の人材配置が強く求められる。なお、火薬庫の許認可のように、件数が少ないにもかかわらず、高い専門性が要求される業務については、広く事例やノウハウを集約してOJTも含め引き継ぐ必要がある。権限を分散することによって県も指定都市も技術レベルが下がり、保安レベルが大きく後退することがないよう最大限の配慮をもって対応することが不可欠である（十分な専門人材の配置、県・指定都市の間の事例研究や合同視察の実施等）。

【横浜市】

<懸案事項>

- ・市をまたぐ事業所や施設についての取扱の明確化
- ・災害発生時の緊急時の体制の明確化

<対処の方向性>

- ・法令整備による市町村・県の事務区分の整理（2市にまたがる事務等）
- ・想定される課題に対して、事前に対応ルールを作成
- ・連絡会議を中心とした連携体制構築
- ・準備期間における災害時対応訓練等の共同実施
- ・指定都市の求めに応じた保安検査、立入検査等の共同実施

【川崎市】

<懸念事項>

- ・販売店の店舗と火薬庫の所在地が1指定都市内に収まらない場合において店舗と火薬庫の所在地にある地方自治体がそれぞれ事務を担うことになるが、その際に一括で行った場合に比べ事業者に関する情報が不足する等の保安レベル維持ための課題が生じる。
- ・指定完成検査機関、指定保安検査機関に関する事務について、検査の対象施設が複数市に存する場合、申請者の負担が大きくなり、それぞれの地方自治体が保安レベルを維持するためになんらかの連携が必要となる。
- ・火薬の販売や煙火の打ち上げ等に係る警察との関わりが現在でも大きなものにあっては、現行の県所管課と警察との連携体制を指定都市とも同様に築けなければ保安レベルの低下が考えられる。

<対処の方向性>

- ・情報共有手段の構築
- ・県・市間の連絡会議等の設置
- ・検査・審査等のマニュアル整備
- ・市又は県が実施すべき事務の整理

【相模原市】

- ・検査、帳簿の確認方法の整理
- ・店舗、火薬庫への検査方法の整理

懸念事項	6. 指定都市における十分な準備期間の確保
必要準備期間	<p>【横浜市】平成26年6月～平成29年3月（対応措置の内容による）</p> <p>※具体的な業務内容を把握し、権限移譲の決定から2年程度の期間を要する。</p> <p>【川崎市・相模原市】3年間（準備開始時期により変動あり）</p>

7. その他保安レベルを維持しつつ事務・権限を移譲するための特段の留意事項（条文毎に記載願います）

条項	保安レベル維持の問題点、解決の方向性
第3条 (製造営業許可)	<p>製造事業所は、平成 24 年度実績で県内に 6 事業所、うち指定都市に 4 事業所、指定都市以外に 2 事業所と非常に少ない。また、製造営業許可に係る過去 5 年における申請件数は県内で 1 件もない。極めて件数が少ないとても関わらず高い専門性が求められ、審査内容のボリュームもある業務である。移譲に際しては、広く事例やノウハウを集約して OJT を含め引き継ぐ必要がある。権限を分散することによって、県も指定都市も技術レベルが下がり、保安レベルが大きく後退することがないよう対応することが不可欠である（十分な専門人材の複数配置、県・指定都市の間の事例研究や合同視察の実施等）。</p> <p>また、製造事業所は火薬そのものを扱うためテロ対策等を含めた保安の面でも、県警察と広域的に緊密な体制を保つ必要がある。</p>
第5条 (販売営業許可)	<p>販売事業所は、火薬類取締法第 13 条の規定によりもっぱら自己の用に供する火薬庫の所有又は占有が義務付けられており、火薬庫とセットで考えるべきものであり、火薬庫に係る第 12 条の貯蔵許可における課題を同様に解決しなければならない。</p> <p>ただし、販売事業所（平成 24 年度実績で県内 164 件）の 6 割を占める競技用紙雷管を扱うスポーツ用品店については、競技用紙雷管が火薬庫外火薬類貯蔵場所という軽微な施設における貯蔵が可能である。現在、県では、競技用紙雷管販売事業所及び火薬庫外火薬類貯蔵場所の立入検査を毎年行えていないが、指定都市に移譲することにより、毎年、全数の立入検査が実施されれば、保安レベルの向上が見込める。比較的に件数も多いため（競技用紙雷管販売事業所数は平成 24 年度現在で県内 104 件、うち横浜市 39 件、川崎市 11 件、相模原市 9 件）、指定都市における知識及びノウハウの蓄積にも寄与するものと考えられる。火薬に関する専門的知識を得るために、火薬類取扱主任者免状の取得、経済産業省における宿泊研修及び県の工業保安課における研修などにおいて知識を常に取得し、業務の件数をこなすことが必要となる。</p>
第12条 (火薬庫設置許可)	<p>火薬庫数は、平成 24 年度実績で、県内に 44 施設、うち指定都市に 23 施設、指定都市以外に 21 施設となっている。特に、指定都市における内訳は、横浜市 6 施設、川崎市 0 施設、相模原市 17 施設とかなりの偏りが存在する。</p> <p>火薬庫の設置許可に係る過去 5 年における申請件数は県内で 1 件であり、極めて件数が少ないとても関わらず高い専門性や新しい技術への対応が求められると同時に、審査内容のボリュームもある業務である。移譲に際しては、</p>

	<p>広く事例やノウハウを集約してOJTを含め引き継ぐ必要がある。権限を分散することによって、県も指定都市も技術レベルが下がり、保安レベルが大きく後退することができないよう対応することが不可欠である。（十分な専門人材の複数配置、県・指定都市の間の事例研究や合同視察の実施等）。</p> <p>火薬庫は火薬そのものを大量に貯蔵するためテロ対策等を含めた保安の面で県警察と広域的に緊密な体制を保たなければならない。現在、神奈川県では独自に県警察とつながる警報装置を全火薬庫について配置しており、装置の老朽化を踏まえた維持管理が課題となっている。こうした体制を県内全域においてどう維持していくのか検討が必要である。</p>
第17条 (譲渡譲受許可)	<p>譲渡・譲受の申請は、特に譲受の申請はほとんどが煙火以外の消費許可申請とセットのものである。よって、煙火以外の消費許可における課題を解決しなければならない。</p>
第24条 (輸入許可)	<p>輸入申請は99%が横浜港におけるものである。すなわち、移譲先は事実上、横浜市だけであるため、移譲後の相談体制の維持には工夫が必要である。そのため、他県における輸入実績のある自治体との緊密な情報共有や連携を確保する必要がある。</p> <p>また、火薬の組成・構造、いろいろな火工品に対する知識への精通が求められることから、火薬に関する専門的知識を得るために、火薬類取扱主任者免状の取得、経済産業省における宿泊研修及び県の工業保安課における研修などにおいて知識を常に取得し、業務の件数をこなすことが必要となる。さらに、通関や経済産業省の輸入承認に関する知識に精通することが必要である。</p>
第25条 (消費許可)	<p>消費（煙火消費を除く。）は、火薬類をまさに爆発又は燃焼させるものである。県における消費許可件数109件（平成24年度実績）のうち、煙火消費が9割弱を占め、煙火以外の消費は1割強で15件と極めて少ない。煙火以外の消費申請は極めて件数が少ないにも関わらず、高い専門性が求められ、新しい製品や用途が次々と現れ、経済産業省による通達、告示及び運用などをそのまま適用できないケースも多い。移譲に際しては、広く事例やノウハウを集約してOJTを含め引き継ぐ必要がある。権限を分散することによって、県も指定都市も技術レベルが下がり、保安レベルが大きく後退することができないよう対応することが不可欠である（十分な専門人材の複数配置、県・指定都市の間の事例研究や合同視察の実施等）。</p> <p>なお、消費許可の9割弱を占め、火薬類取締法の実務の大半を占める「煙火消費」については、以下の事項を全て実現することが必要である。</p>

	<p>① 2～3年に1回、県・指定都市・主催予定者・煙火業者との合同の技術情報交換会の受講、その受講証明書の発行及び受講証明書の消費申請への添付義務付けという仕組みを法で定めることの検討（県・指定都市・主催予定者の技術レベルの維持のため）</p> <p>② 県・指定都市・煙火業者との間での煙火消費ルールの策定、明文化及び共有体制を法で定めることの検討</p> <p>③ 県・指定都市における実験結果・理論的考察などの情報共有体制を法で定めることの検討</p> <p>④ 事故情報・事故原因の県への報告により、確実な県域及び日本全国への迅速な伝達及び情報共有が確保できる仕組みを検討</p> <p>⑤ 消費現場への立入権限を県へ確保することにより、初步的なものから高度なものまでの技術伝承の実現ができる仕組みの検討</p> <p>⑥ 事故防止ノウハウの広域的な蓄積及び事故の未然防止を企図するため、県による立入検査及び緊急措置を実施できる仕組みを検討</p>
第 27 条 (廃棄許可)	廃棄は、火薬類を処分してその本来の効用を喪失させることだが、申請件数は平成 24 年度実績で、県全体で 12 件、うち指定都市で 1 件と極めて少ないものである。過去 5 年間での実績も、全県で 10 数件、うち指定都市でたった 2 件と極めて少ないものである。極めて件数が少ないにも関わらず専門性が高い。移譲に際しては、広く事例やノウハウを集約して OJT を含め引き継ぐ必要がある。権限を分散することによって、県も指定都市も技術レベルが下がり、保安レベルが大きく後退することがないよう対応することが不可欠である（十分な専門人材の複数配置、県・指定都市の間の事例研究や合同視察の実施等）。
第 28 条～第 30 条 (危害予防規程、保安教育及び保安責任者等に係る事務)	危害予防規程、保安教育及び保安責任者等に係る事務は、災害の発生防止をはかるために行うことを目指して定められたものである。移譲に際しては、蓄積したノウハウや経験から広く事例やノウハウを集約して OJT を含め引き継ぐ必要がある。権限を分散することによって、県も指定都市も技術レベルが下がり、保安レベルが大きく後退することがないよう対応することが不可欠である（十分な専門人材の複数配置、県・指定都市の間の事例研究や合同視察の実施等）。
第 35 条 (製造業者や火薬庫に係る保安検査)	製造業者や火薬庫に係る保安検査は、第 3 条の製造営業許可及び第 12 条の火薬庫設置許可において述べた課題を解決しなければならない。

第 36 条 (安定度試験)	安定度試験は、火薬類の輸入後又は製造後に実施が義務付けられているものだが、県内では届出件数が過去 5 年間で 1 件もない。にもかかわらず、専門性が高い業務である。移譲に際しては、広く事例やノウハウを集約して O J T を含め引き継ぐ必要がある。権限を分散することによって、県も指定都市も技術レベルが下がり、保安レベルが大きく後退することがないよう対応することが不可欠である（十分な専門人材の配置、県・指定都市の間の事例研究や合同視察の実施等）。
第 44 条 (許可の取消等)	既に許可された業者に対する許可取消についても権限移譲されるようにする必要がある。
第 42 条・第 43 条・ 第 45 条 (報告徴収・立入 検査等・緊急措置 等)	<p>報告徴収・立入検査・緊急措置等（以下「立入検査等」という。）は、災害の防止又は公共の安全の維持をはかるために行うことを目指して定められたものである。広域的な災害の防止及び広域的な公共の安全の維持の観点から、その制定理念を体現し、県が蓄積したノウハウや経験を有効に活用するため、指定都市が立入検査等を行う際に、指定都市の求めに応じた県の立入権限等を留保する必要がある。</p> <p>権限を分散することによって、県も指定都市も技術レベルが下がり、保安レベルが大きく後退することがないよう対応することが不可欠である（十分な専門人材の配置、県・指定都市の間の事例研究や合同視察の実施等）。</p>

道府県担当者【神奈川県】

氏名： 江田
 T E L： 045-210-3149
 F A X： 045-210-8818

指定都市担当者【横浜市】

氏名： 桜井、神田
 T E L： 045-671-2951
 F A X： 045-663-6561

指定都市担当者【川崎市】

氏名： 吉留
 T E L： 044-200-2094
 F A X： 044-200-3800

指定都市担当者【相模原市】

氏名： 中村
 T E L： 042-769-8248
 F A X： 042-754-2280

(本調査に関する提出・連絡先)
内閣府地方分権改革推進室 塩川
T e 1:03-3581-2458
e-mail:gimuwaku@cao.go.jp

*火薬類取締法に関する質問は、経産省の担当者にお願いします。
経済産業省商務流通保安グループ
鉱山・火薬類監理官付 宮地、池田（晃）
T e 1:03-3501-1870
e-mail: kozan-kayakurui@meti.go.jp

事務・権限の移譲に要する準備期間等に関するアンケート調査表

回答要領

<1～5>必要な準備措置

内閣府が行った意向調査及び産業構造審議会保安分科会等で指摘された1～5の懸念事項について、それぞれの懸念を解消するための具体的措置内容を御記入下さい（5の具体的懸念事項と対処の方向性については可能な範囲でご記入ください）。また、それぞれの項目に必要な準備期間について御記入下さい。

<6>必要準備期間

1～5を踏まえ、移譲までに必要な準備期間を記載してください。

<7>保安レベルを維持しつつ事務・権限を移譲するための特段の留意事項

別紙1に記載されている移譲対象事務について、保安レベルの維持の観点から特段の留意事項がある場合には、条文毎に御記入下さい。

<取りまとめ>

道府県及び指定都市で必要な協議を行った上で、道府県において回答を取りまとめ、提出願います。

道府県名：新潟県、指定都市名：新潟市

懸念事項	1. 指定都市における人員確保、財源措置等の体制整備
必要準備期間	(※措置内容ごとの必要期間が把握困難なため、6にまとめて記載)
具体的措置内容	<p>【移譲済事務】</p> <p><県側></p> <ul style="list-style-type: none">・火薬担当部署の維持・存続 <p><指定都市側></p> <ul style="list-style-type: none">・火薬担当部署（保安係）の設置及び人員増（係長以下4名）

懸念事項	2. 指定都市における専門職員の養成（教育・研修による）及び専門性の維持
必要準備期間	(※措置内容ごとの必要期間が把握困難なため、6にまとめて記載)
具体的措置内容	<p>【移譲済事務】</p> <p><県・指定都市共通></p> <ul style="list-style-type: none">・県、権限移譲市町村事務担当者会議等での情報共有 <p><指定都市側></p> <ul style="list-style-type: none">・経済産業省主催の火薬類取締法研修への参加

懸念事項	3. 道府県と指定都市の連携体制構築
必要準備期間	(※措置内容ごとの必要期間が把握困難なため、6にまとめて記載)
具体的措置内容	<p>【移譲済事務】</p> <p><県・指定都市共通></p> <ul style="list-style-type: none"> ・立入検査・保安検査の合同実施 ・事故時の連絡体制整備

懸念事項	4. 指定都市における道府県からの事務及びノウハウの引継
必要準備期間	(※措置内容ごとの必要期間が把握困難なため、6にまとめて記載)
具体的措置内容	<p>【移譲済事務】</p> <p><県・指定都市共通></p> <ul style="list-style-type: none"> ・事務処理量（事務別に賃金・人員・処理実績等を明記）の情報提供 ・事務移譲に関する説明会の開催 ・書類、懸案事項の引き継ぎ

懸念事項	5. 保安レベル維持のため広域で取り組むべき事案
必要準備期間	—
具体的懸念事項と対処の方向性	<p>【移譲済事務】</p> <p><県・指定都市共通></p> <ul style="list-style-type: none"> ・販売店の店舗と火薬庫の所在地が1指定都市内に収まらない。 <p>〔対処の方向性〕</p> <p>検査方法の整理（合同検査の実施、指導内容の情報交換等）</p> <p>※未移譲事務については、7に記載</p>

懸念事項	6. 指定都市における十分な準備期間の確保
必要準備期間	1箇年（移譲準備開始から移譲まで） (1. ~ 5. を踏まえ、必要な準備期間を記載してください。)

7. その他保安レベルを維持しつつ事務・権限を移譲するための特段の留意事項（条文毎に記載願います）

【未移譲事務について記載】

条項	保安レベル維持の問題点、解決の方向性
・事故届（法第52条の第5項等）	・警察等と連携して迅速な対応が求められることから、移譲に際し、事前に関係機関（警察署、海上保安庁、経済産業省、県、指定都市）が十分に協議し、変更後の体制について関係者間の理解を得る必要がある。

道府県御担当者

氏名： 中野 隼一
T E L : 025-280-5011
F A X : 025-280-5075

指定都市御担当者

氏名： 野崎 麻梨子
T E L : 025-226-2153
F A X : 025-224-3850

(本調査に関する提出・連絡先)

内閣府地方分権改革推進室 塩川

T e 1:03-3581-2458

e-mail:gimuwaku@cao.go.jp

*火薬類取締法に関する質問は、経産省の担当者にお願いします。

経済産業省商務流通保安グループ

鉱山・火薬類監理官付 宮地、池田（晃）

T e 1:03-3501-1870

e-mail: kozan-kayakurui@meti.go.jp

事務・権限の移譲に要する準備期間等に関するアンケート調査表

回答要領

<1～5>必要な準備措置

内閣府が行った意向調査及び産業構造審議会保安分科会等で指摘された1～5の懸念事項について、それぞれの懸念を解消するための具体的措置内容を御記入下さい（5の具体的懸念事項と対処の方向性については可能な範囲でご記入ください）。また、それぞれの項目に必要な準備期間について御記入下さい。

<6>必要準備期間

1～5を踏まえ、移譲までに必要な準備期間を記載してください。

<7>保安レベルを維持しつつ事務・権限を移譲するための特段の留意事項

別紙1に記載されている移譲対象事務について、保安レベルの維持の観点から特段の留意事項がある場合には、条文毎に御記入下さい。

<取りまとめ>

道府県及び指定都市で必要な協議を行った上で、道府県において回答を取りまとめ、提出願います。

道府県名：静岡県、指定都市名：静岡市、浜松市

懸念事項	1. 指定都市における人員確保、財源措置等の体制整備
必要準備期間	平成26年4月～平成29年3月
具体的措置内容	<p>【県】</p> <ul style="list-style-type: none">・機構定員要求（事務処理量の把握、火薬担当部署の維持・存続）・予算要求 <p>【指定都市】</p> <ul style="list-style-type: none">・機構定員要求（事務処理量の把握、火薬担当必要人員の算出及び確保、県との人事交流）・予算要求

懸念事項	2. 指定都市における専門職員の養成（教育・研修による）及び専門性の維持
必要準備期間	平成26年4月～平成29年3月
具体的措置内容	<p>【県】</p> <ul style="list-style-type: none">・指定都市における研修等教育への協力 <p>【指定都市】</p> <ul style="list-style-type: none">・担当者教育システムの構築・人事交流の実施・各種研修、講習会等への参加（予算要求）

懸念事項	3. 道府県と指定都市の連携体制構築
必要準備期間	平成26年4月～平成29年3月
具体的措置内容	
【県】	
<ul style="list-style-type: none"> ・保安検査、立入検査の共同実施。 ・連絡会議等の設置 	
【指定都市】	
<ul style="list-style-type: none"> ・人事交流 ・保安検査、立入検査の共同実施 ・連絡会議等の設置 	

懸念事項	4. 指定都市における道府県からの事務及びノウハウの引継
必要準備期間	平成26年4月～平成29年3月
具体的措置内容	
【県】	
<ul style="list-style-type: none"> ・引継書、マニュアルの作成 ・保安検査、立入検査の共同実施 ・連絡会議等の設置 	
【指定都市】	
<ul style="list-style-type: none"> ・経産省及び県実施研修等への参加 ・保安検査、立入検査の共同実施 ・マニュアル、審査基準、事務処理要綱等を県からの早期引継 ・県からの台帳引継、台帳整理 	

懸念事項	5. 保安レベル維持のため広域で取り組むべき事案
必要準備期間	平成26年4月～平成29年3月
具体的懸念事項と対処の方向性	
【懸念事項】	
<ul style="list-style-type: none"> ・許可権限者ごとによる解釈の相違 	
【県】	
<ul style="list-style-type: none"> ・連絡会議等の設置 	
【指定都市】	
<ul style="list-style-type: none"> ・連絡会議等の場の設置 ・マニュアル、審査基準等の整備 ・移譲後の定期的な連絡体制の構築 	

懸念事項	6. 指定都市における十分な準備期間の確保
必要準備期間	平成26年4月～平成29年3月 (1.～5.を踏まえ、必要な準備期間を記載してください。)

7. その他保安レベルを維持しつつ事務・権限を移譲するための特段の留意事項（条文毎に記載願います）

道府県担当者

氏名：(分権：自治行政課) 杉山 明規、(事業：消防保安課) 堀池 利行
 TEL：(分権：同上) 054-221-2056、(事業：同上) 054-221-2076
 FAX：(分権：同上) 054-221-2776、(事業：同上) 054-221-3327

静岡市担当者

氏名：(分権：企画課) 土井 直也、(事業：予防課) 河田 篤
 TEL：(分権：同上) 054-221-1020、(事業：同上) 054-255-9701
 FAX：(分権：同上) 054-221-1295、(事業：同上) 054-255-9732

浜松市担当者

氏名：(分権：企画課) 一島 弘明、(事業：予防課) 青木 智久
 TEL：(分権：同上) 053-457-2086、(事業：同上) 053-475-7544
 FAX：(分権：同上) 053-457-2248、(事業：同上) 053-475-7539

(本調査に関する提出・連絡先)

内閣府地方分権改革推進室 塩川

Tel 1:03-3581-2458

e-mail:gimuwaku@cao.go.jp

*火薬類取締法に関する質問は、経産省の担当者にお願いします。

経済産業省商務流通保安グループ

鉱山・火薬類監理官付 宮地、池田（晃）

Tel 1:03-3501-1870

e-mail:kozan-kayakurui@meti.go.jp

事務・権限の移譲に要する準備期間等に関するアンケート調査表

回答要領

<1～5>必要な準備措置

内閣府が行った意向調査及び産業構造審議会保安分科会等で指摘された1～5の懸念事項について、それぞれの懸念を解消するための具体的措置内容を御記入下さい（5の具体的懸念事項と対処の方向性については可能な範囲でご記入ください）。また、それぞれの項目に必要な準備期間について御記入下さい。

<6>必要準備期間

1～5を踏まえ、移譲までに必要な準備期間を記載してください。

<7>保安レベルを維持しつつ事務・権限を移譲するための特段の留意事項

別紙1に記載されている移譲対象事務について、保安レベルの維持の観点から特段の留意事項がある場合には、条文毎に御記入下さい。

<取りまとめ>

道府県及び指定都市で必要な協議を行った上で、道府県において回答を取りまとめ、提出願います。

道府県名：愛知県、指定都市名：名古屋市

懸念事項	1. 指定都市における人員確保、財源措置等の体制整備
必要準備期間	平成26年6月～平成29年4月
具体的措置内容	

【愛知県】

- ・指定都市における定員要求、予算要求に必要な、具体的な事務内容、事務量、予算額、積算方法等についての情報提供
- ・県における人員確保（火薬担当者現状人員確保）

【名古屋市】

- ・定員、予算要求の根拠となる事務量の積算
- ・府内定員所管部署、予算所管部署との調整
- ・機構定員要求（火薬担当部署の設置、火薬担当3名確保）
- ・予算要求

懸念事項	2. 指定都市における専門職員の養成（教育・研修による）及び専門性の維持
必要準備期間	平成26年6月～平成29年4月
具体的措置内容	<p>【愛知県】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県が実施する立入検査への指定都市職員の同行 ・指定都市における研修等教育への協力 ・県主催研修会（地方事務所担当者対象）への参加案内 <p>【名古屋市】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指定都市における担当者教育システムの構築 ・国・県への研修協力依頼

懸念事項	3. 道府県と指定都市の連携体制構築
必要準備期間	平成26年6月～平成29年4月
具体的措置内容	<p>【愛知県】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法令解釈や運用、事例照会等の情報交換のための連絡会議の開催 ・立入検査、保安検査の合同実施 ・講習会の共同開催 <p>【名古屋市】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保安検査、立入検査の共同実施 ・連絡調整の場の設置

懸念事項	4. 指定都市における道府県からの事務及びノウハウの引継
必要準備期間	平成26年6月～平成29年4月
具体的措置内容	<p>【愛知県】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・要綱、要領等の情報提供、作成支援 ・引継書の作成及び説明・研修、台帳等の移管 ・県が実施する立入検査への指定都市職員の同行 <p>【名古屋市】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・経済省及び道府県の研修への参加 ・保安検査、立入検査の共同実施

懸念事項	5. 保安レベル維持のため広域で取り組むべき事案
必要準備期間	平成26年6月～平成29年4月
具体的懸念事項と対処の方向性	
【愛知県：懸念事項】	
<p>① 指定都市への移譲により県・指定都市双方が、担当者数や処理件数等小さな単位で業務を行うこととなり、ノウハウの蓄積や法令解釈の検討などの機会が減少し、担当者のレベル維持が難しくなる。</p> <p>② 販売業者の店舗と火薬庫、武器等製造法の販売等の所管が県と指定都市に分かれるため、事業の全体像が把握しにくくなる。</p>	
【愛知県：対処の方向性】	
<p>① 連絡会議の開催、日常業務での情報交換、国主催の研修、会議への参加</p> <p>② 保安検査、立入検査の合同実施</p>	
【名古屋市：懸念事項】	
<ul style="list-style-type: none"> ・販売店の店舗と火薬庫の所在地が1指定都市内に収まらない。 ・災害時緊急時の指揮命令系統が分割される。 ・輸入港（名古屋港）における陸揚地が1指定都市内に収まらない 	
【名古屋市：対処の方向性】	
<ul style="list-style-type: none"> ・検査、帳簿の確認方法の整理 ・店舗、火薬庫への検査方法の整理 ・災害時緊急時の指揮命令系統の整理 ・輸入港（名古屋港）における陸揚地の取扱の整理 	

懸念事項	6. 指定都市における十分な準備期間の確保
必要準備期間	平成26年6月～平成29年4月 (1.～5.を踏まえ、必要な準備期間を記載してください。)

7. その他保安レベルを維持しつつ事務・権限を移譲するための特段の留意事項（条文毎に記載願います）

条項	保安レベル維持の問題点、解決の方向性
法第24条第1項 規則第46条、第47条	<p>【問題点】輸入許可申請書及び輸入届は陸揚地を管轄する知事に提出することとされているが、輸入港の範囲が複数の市町村をまたいでいる場合、輸入港の本拠地を管轄する者（知事又は市長）又は実際に船が接岸する場所を管轄する者（知事又は市長）どちらが許可権者となるのかが不明。なお、許可申請書には輸入港名を記載することとされており、陸揚地の記載は求められていない。実際に船が接岸する場所を所管する者を許可権者とする場合は、輸入港名のみの記載では許可権者が特定できず、混乱を招く恐れがある。</p> <p>【解決の方向性】実際に船が接岸する場所を所管する者が許可権者と判断される場合は、輸入許可申請書に「陸揚地」の追加が必要。当面は、輸入港名欄に陸揚地も併記することとして周知し、運用する。</p>
	<p>【問題点】試験事務、免状交付は同一県内で実施者が2以上となり、受験者に混乱を招く。</p> <p>【解決の方向性】行政の効率性、住民サービスの観点から、懸念の解消について御配慮いただきたい。</p>

道府県御担当者

氏名：中川 大輔
 T E L：052-954-6473
 F A X：052-971-4723

指定都市御担当者

氏名：佐々 剛平
 T E L：052-972-2208
 F A X：052-972-4418

(本調査に関する提出・連絡先)

内閣府地方分権改革推進室 塩川

T e 1:03-3581-2458

e-mail:gimuwaku@cao.go.jp

*火薬類取締法に関する質問は、経産省の担当者にお願いします。

経済産業省商務流通保安グループ

鉱山・火薬類監理官付 宮地、池田（晃）

T e 1:03-3501-1870

e-mail: kozan-kayakurui@meti.go.jp

事務・権限の移譲に要する準備期間等に関するアンケート調査表

回答要領

<1～5>必要な準備措置

内閣府が行った意向調査及び産業構造審議会保安分科会等で指摘された1～5の懸念事項について、それぞれの懸念を解消するための具体的措置内容を御記入下さい（5の具体的懸念事項と対処の方向性については可能な範囲でご記入ください）。また、それぞれの項目に必要な準備期間について御記入下さい。

<6>必要準備期間

1～5を踏まえ、移譲までに必要な準備期間を記載してください。

<7>保安レベルを維持しつつ事務・権限を移譲するための特段の留意事項

別紙1に記載されている移譲対象事務について、保安レベルの維持の観点から特段の留意事項がある場合には、条文毎に御記入下さい。

<取りまとめ>

道府県及び指定都市で必要な協議を行った上で、道府県において回答を取りまとめ、提出願います。

道府県名： 京都府 、 指定都市名： 京都市

懸念事項	1. 指定都市における人員確保、財源措置等の体制整備
必要準備期間	改正法の公布後、2年以上
具体的措置内容	《京都府》 <ul style="list-style-type: none">・簿冊、台帳、マニュアルの引き継ぎ。 《京都市》 <ul style="list-style-type: none">・手数料条例の改正、市規則の制定など関係規定の整備・電子計算機処理システムの構築・物件費（検査器具、参考文献、図書の購入）、人件費（担当職員の配置）の措置・地方交付税などの按分整理
※法改正後、移譲準備について担当課による協議を実施	

懸念事項	2. 指定都市における専門職員の養成（教育・研修による）及び専門性の維持
必要準備期間	府・市の協議開始後1年6箇月
具体的措置内容	《京都府》 <ul style="list-style-type: none">・指定都市における研修等教育への協力国（経済産業省）の行う研修に参加してもらう。（期間は1週間） 《京都市》 <ul style="list-style-type: none">・火薬類取締法関連事務を処理する専属部署の創設・京都府が保有している審査基準、事務処理マニュアルを基本とした、市職員が運用可能な審

査基準その他関係資料の整備

- ・近隣指定都市の担当者で構成する連絡会議の創設
- ・市担当職員に対する実務的な研修制度の構築
- ・今後担当する職員の養成を見据え、専属部署の職員以外の職員に対する教育
- ・経済産業省や各種団体が実施する研修への参加

※法改正後、移譲準備について担当課による協議を実施

懸念事項	3. 道府県と指定都市の連携体制構築
必要準備期間	府・市の協議開始後 1年6箇月
具体的措置内容	※法改正後、移譲準備について担当課による協議を実施

懸念事項 4. 指定都市における道府県からの事務及びノウハウの引継

懸念事項	4. 指定都市における道府県からの事務及びノウハウの引継
必要準備期間	1年6箇月
具体的措置内容	※法改正後、移譲準備について担当課による協議を実施

- ・引継書、マニュアルの作成

マニュアルを作成し、マニュアルが引継書となる。

なお、法令・通達等の基本的な内容は、国が事務内容の説明研修会を実施することが必要。

- ・指定都市に対する研修 予定なし

《京都府》

- ・引継書、マニュアルの作成

マニュアルを作成し、マニュアルが引継書となる。

なお、法令・通達等の基本的な内容は、国が事務内容の説明研修会を実施することが必要。

- ・指定都市に対する研修 予定なし

《京都市》

- ・事務引継書については、現時点で受け付けている許認可の件数、状況、見通し、処理方針などを明確にしたものとし、京都府で処理していた事務が移譲により宙に浮くようなことがないよう管理が必要である。

- ・京都府が参考にしている図書、文献を京都市が購入する。

- ・京都府の事務処理マニュアルの活用

※法改正後、移譲準備について担当課による協議を実施

懸念事項	5. 保安レベル維持のため広域で取り組むべき事案
必要準備期間	1年6箇月～2年
具体的懸念事項と対処の方向性	※法改正後、移譲準備について担当課による協議を実施

懸念事項 6. 指定都市における十分な準備期間の確保

懸念事項	6. 指定都市における十分な準備期間の確保
必要準備期間	1に記載のとおり
	改正法の公布後、2年

7. その他保安レベルを維持しつつ事務・権限を移譲するための特段の留意事項（条文毎に記載願います）

条項	保安レベル維持の問題点、解決の方向性
	<p>《京都市》</p> <p>【問題点】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・過去の行政実例、判断について知見がないため、指導の一貫性、継続性が損なわれる。 <p>【解決の方向性】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・経済産業省が過去に出された通知、通達、行政実例、執務資料等を整理したものを、事務遂行の参考として活用する。

道府県御担当者

氏名： 齊藤、木村（消防安全課）、古川（戦略企画課）

TEL： 075-414-4468（消防安全課）、075-414-4352（戦略企画課）

FAX： 075-414-4468（消防安全課）、075-414-4389（戦略企画課）

指定都市御担当者

氏名： 和田（総務部企画課）、弓木（予防部）

TEL： 075-212-6616

FAX： 075-212-6958

(本調査に関する提出・連絡先)

内閣府地方分権改革推進室 塩川

T e 1:03-3581-2458

e-mail:gimuwaku@cao.go.jp

*火薬類取締法に関する質問は、経産省の担当者にお願いします。

経済産業省商務流通保安グループ

鉱山・火薬類監理官付 宮地、池田（晃）

T e 1:03-3501-1870

e-mail: kozan-kayakurui@meti.go.jp

事務・権限の移譲に要する準備期間等に関するアンケート調査表

回答要領

<1～5>必要な準備措置

内閣府が行った意向調査及び産業構造審議会保安分科会等で指摘された1～5の懸念事項について、それぞれの懸念を解消するための具体的措置内容を御記入下さい（5の具体的懸念事項と対処の方向性については可能な範囲でご記入ください）。また、それぞれの項目に必要な準備期間について御記入下さい。

<6>必要準備期間

1～5を踏まえ、移譲までに必要な準備期間を記載してください。

<7>保安レベルを維持しつつ事務・権限を移譲するための特段の留意事項

別紙1に記載されている移譲対象事務について、保安レベルの維持の観点から特段の留意事項がある場合には、条文毎に御記入下さい。

<取りまとめ>

道府県及び指定都市で必要な協議を行った上で、道府県において回答を取りまとめ、提出願います。

道府県名： 大阪府 、 指定都市名： 大阪市、堺市

既に条例による事務処理特例制度を活用して事務の全面的な移譲が行われている

懸念事項	1. 指定都市における人員確保、財源措置等の体制整備
必要準備期間	平成23年9月～平成25年3月（1年7か月 大阪市実績） 平成22年4月～平成24年10月（2年6か月 堺市実績）
具体的措置内容	【大阪府】

・市町村が適切な人員及び財源を確保できるよう以下の実績を提示

①過去3年間の当該市町村における取扱実績

- ア 許可、届出、報告及び検査の件数実績
- イ 歳入実績

②各事務の処理に要する時間

【大阪市】

大阪市では従前から保安3法※に基づく事務について、大阪府からの権限移譲を受けるべきか否かについて検討を行ってきたが、最終的には平成23年7月に移譲を受けることを決定し、消防局において同年9月から関係規程の整備や電算システム（施設情報管理・事務処理）の構築、担当職員の養成等の準備作業に取り組み、平成25年4月から事務を開始している。

※火薬類取締法、高圧ガス保安法、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律の総称

◆人員確保・財源措置について

準備期間中は、消防本部に専従職員16名（課長、課長代理、係長3名、係員11名）を配置し、関係規程の整備・電算システムの構築・担当職員の養成等を行った。事務開始後については、消防本部の専従職員は10名としたが、市内25消防署でも、既存の消防事務と兼務する職員を配置し、一部事務の届出受理・立入検査等を行う体制を構築している。

ただし、移譲を受けるにあたって、既存の消防法に基づく立入検査や行政指導と同程度の事務量を想定して当局が積算した必要人員は23名程度※であったが、大阪府からの財源措置については約3名分と相当の乖離があった。また、準備期間中における電算システムの構築や担当職員の研修等の費用については市費を充てている。

※人員は保安3法に係るもので、火薬類取締法のみの切り分けは不可

【堺市】

◆人材確保について

保安3法事務権限移譲準備担当として、平成22年4月から2名（主査1名・係員1名）、平成23年4月から3名（主査1名・係員2名）、平成24年4月から7名（主幹1名・係長1名・係員5名）を配置した。当市については平成24年10月に権限移譲が行われ、現在6名（係長1名、係員5名）が保安3法事務担当として配置されている。

現在の人員確保（6名）に関する内訳としては、下記のとおり。

3名：保安3法に係る交付金・手数料収入試算額より算出した人数であり、消防職員総数の増員

3名：消防局内の内部捻出により確保

なお、火薬類取締法事務については専任職員を設けていないため、保安3法事務担当が兼任で事務を行っている。

◆財源措置

大阪府産業保安行政事務移譲交付金要綱に基づき、大阪府からの交付金措置が行われている。

懸念事項	2. 指定都市における専門職員の養成（教育・研修による）及び専門性の維持
必要準備期間	1. と同じ
具体的措置内容	【大阪府】

- ・職員のスキルアップのための研修の実施

法令講習（4日間：4回）、同行研修（保安検査、立入検査）

- ・研修生として2か月間6名（1市あたり3名）を受け入れ

- ・各種マニュアル、チェックリスト、様式集の提供

【大阪市】

準備期間中においては、保安3法権限移譲連絡会議※1のもとで府内消防本部が協力して事務処理要綱（ひな型）や事務処理マニュアルの作成等にあたり、これらの作業を通じて基礎的な知識を得た。

また、事務開始後においては、保安3法事務連携機構おおさか※1による講習会を通じて実践的な知識の習得を図っているほか、問題解決のための研究討議※2、情報交換を通じて専門的な知見を高めている。

※1 権限移譲に関する情報交換や市町村間の連携のあり方を協議するため、平成21年9月に大阪府内全市町村が参画する「保安3法権限移譲連絡会議」を設置し、実際に事務を担うこととなる消防本部が一丸となり準備作業に取り組んできた。平成23年4月以降、順次、各市町村において事務が開始されるなか、準備作業だけではなく事務処理上の問題につき研究討議をし、さらには国、大阪府、警察その他の関係機関又は関係団体に対して府内市町村の総意をもって迅速な対応ができるよう、平成24年4月、保安3法権限移譲連絡会議を発展的に解消して府内全消防本部が参画する「保安3法事務連携機構おおさか」を設立した。

※2 平成25年度には、府内8消防本部により「火取法ワーキンググループ」を組織し、市町村により運用・指導

内容の異なる事案について統一案を作成した。

◆準備期間中の研修

経済産業省による法令研修会、大阪府による受入研修（2ヵ月間）等

◆事務開始後の研修

経済産業省による法令研修会、関係団体による各種講習会、保安3法事務連携機構おおさかによる各種講習会等

《参考》

保安3法事務連携機構おおさかによる講習会開催実績・予定（火薬類取締法関係のみ）

- ・平成25年6月 煙火消費保安講習会（講師：大阪府警察本部等）
- ・平成25年9月 火薬類取締法類事務講習会（講師：大阪府火薬類保安協会等）
- ・平成26年5月 火薬類取締法類事務講習会（講師：日本煙火協会）
- ・平成26年6月 煙火消費保安講習会（講師：大阪府火薬類保安協会等）

【堺市】

◆機構の設立

権限移譲準備期間中については、保安3法権限移譲連絡会議のもと、府内消防本部が協力し、各規程の雛型や事務処理マニュアル・審査基準等の作成にあたり、またこれらの作業を通じて基礎的な知識の習得に努めた。

移譲後については保安3法事務連携機構おおさかを設立し、実事務に係る懸案事項や疑義事項の解決に向けて議論することで、事務処理の平準化及び知識の共有化を図っている。

◆各種研修の受講

関係団体が主催する研修や経済産業省の主催する保安3法研修の受講により、専門的な知識の習得に努め、また研修派遣者から他の担当職員への知識の共有化を図った。

◆人事交流

大阪府職員派遣要綱に基づき、当課の職員を平成24年4月から6ヶ月間（1名につき2ヶ月間、計3名の職員）市町村職員研修生として大阪府に派遣し、実事務（※）に携わることで事務処理に係るノウハウの習得に努めた。

（※高圧ガス保安法に係る事務のみ。火薬類取締法に係る事務については含まない。）

懸念事項	3. 道府県と指定都市の連携体制構築
必要準備期間	1. と同じ
具体的措置内容	【大阪府】 <ul style="list-style-type: none">・研修生として2か月間6名（1市あたり3名）を受け入れ・同行研修（保安検査、立入検査）の実施・火薬販売店と獣銃販売店での共同検査の実施。店舗と火薬庫の所在地で検査情報を共有。
	【大阪市】

大阪府では、政令都市だけではなくほぼ全ての市町村に保安3法に基づく権限が移譲され、各消防本部が事務を実施している。

したがって、大阪府と指定都市の連携ではなく、府内消防本部間での連携がより必要となるため、府内全消防本部が参画する保安3法事務連携機構おおさかを設立し、法令運用の統一化、指導内容の平準化、担当職員の養成、関係団体との折衝等、課題解決に連携して取り組んでいる。

【堺市】

◆人事交流

権限移譲後において担当者が事務を円滑に運用できるよう、大阪府職員が市町村の要請に基づき市町村を訪問し、事務処理や各種検査方法に関して助言を行うという人的支援が運用された。

なお、この運用は権限移譲後1年間に限り実施されたが、当市では要請は行っていない。

◆連絡会議等の場の設置

懸案事項2◆機構の設立に記載のとおり、保安3法権限移譲連絡会議（移譲前）及び保安3法事務連携機構おおさか（移譲後）が府内消防本部における窓口となり、大阪府や各種関係団体と連携・調整を図る場となっている。

なお、これらの機構については府内消防本部にて構成されており、大阪府は構成員として含まれてはいない。

懸念事項	4. 指定都市における道府県からの事務及びノウハウの引継
必要準備期間	1. と同じ
具体的措置内容	【大阪府】

- ・職員のスキルアップのための研修の実施

法令講習（4日：4回）、同行研修（保安検査、立入検査）

- ・研修生として2か月間6名（1市あたり3名）を受け入れ

- ・各種マニュアル、チェックリスト、様式集の提供

- ・事業所データ、過去の申請関係書類の引継ぎ

【大阪市】

準備期間中における大阪府の受入研修（3名、各2ヵ月間）の受講、経済産業省研修への参加等によりノウハウを引き継いだ。

【堺市】

◆経済産業省及び道府県の研修の参加

大阪府が府内消防本部職員に対し、検査実地研修（大阪府が実施する各種検査に同行し、検査方法を学ぶ）や法令概要等研修を行った。

また大阪府に、関係団体が主催する講習・研修への無料受講の斡旋や、経済産業省の主催する保安3法の研修への参加調整などを図っていただき、これらを始めとする各種講習・研修へ参加が可能となり、また、知識の習得に努めた。

◆人事交流

懸案事項2◆人事交流に記載のとおり、市町村職員研修生として実事務に携わることで事務処理に係るノウハウの習得に努めた。

懸念事項	5. 保安レベル維持のため広域で取り組むべき事案
必要準備期間	1. と同じ
具体的懸念事項と対処の方向性	<p>【大阪府】 (経産省で取り組んでいただきたいこと。平成 25 年度近畿ブロック府県火薬担当者会議における府県からの要望事項)</p> <ul style="list-style-type: none"> 火薬類の許可における判断基準が明確でないものがあり、国レベルで統一的な判断基準を定める必要がある。 (例: 煙火消費時の保安距離、産業火薬消費時の関係者同意の要否及びその範囲、火薬庫の所有・占有・共同占有の許可基準) <p>【大阪市】 法令運用の統一化や指導内容の平準化といった広域で取り組むべき事案については、保安 3 法事務連携機構おおさかで検討している。</p> <p>《参考》 保安 3 法事務連携機構おおさかで検討した事案の一例（火薬類取締法のみ）</p> <ul style="list-style-type: none"> 警察署の拳銃庫（火薬庫外火薬類貯蔵場所）に対する立入検査実施時の留意事項を策定 火薬庫外火薬類貯蔵場所以外の安全な場所でのがん具煙火の貯蔵量に係る法令運用を統一化 煙火消費時の保安距離に係る指導内容をほぼ平準化 <p>また、平成 24 年度以前は、大阪府内の煙火消費許可申請者及び煙火事業者を対象とした保安講習会を大阪府と大阪府火薬類保安協会の共催により開催していたが、平成 25 年度以降は、権限移譲に伴う大阪府の体制縮小を理由として開催しないこととなった。このように、道府県の体制縮小により、関係団体と協力した取組の廃止等の影響が生じることが懸念される。</p> <p>なお、講習会については、事業者に対する保安意識の啓発は引き続き広域的に取り組むべきであるとして、現在は保安 3 法事務連携機構おおさかと同協会の共催により開催している。</p> <p>【堺市】</p> <p>◆懸案事項</p> <ul style="list-style-type: none"> 消費場所が複数市町村に跨る場合における、事業者側の手続きの煩雑化 煙火消費時における保安距離の指導内容の平準化 <p>◆対処の方向性 懸案事項 2 ◆機構の設立 に記載した保安 3 法権限移譲連絡会議（移譲前）及び保安 3 法事務連携機構おおさか（移譲後）の中で、法令運用の統一化や指導内容の平準化といった広域で取り組むべき事項について検討しており、当市においては現に支障は出ていない。</p>

懸念事項	6. 指定都市における十分な準備期間の確保
必要準備期間	1. と同じ

7. その他保安レベルを維持しつつ事務・権限を移譲するための特段の留意事項（条文毎に記載願います）

条 項	保安レベル維持の問題点、解決の方向性
-----	--------------------

43条 立入検査の実施	<p>【大阪市】</p> <p>権限移譲により保安レベルを高めることのできる一例として、無許可消費数量での煙火の打上げ（学校や地域の主催する花火大会等）を挙げたい。</p> <p>無許可消費数量であっても火薬類取締法における「消費の技術上の基準」の規制は受けているが、これまで大阪府は（消費許可申請がないので）その開催を知り得ず、したがってその実態も把握していなかった。</p> <p>一方、消防本部は火災予防条例（煙火打上げ届出）によりその開催を知ることができるため、立入検査を実施したところ、保安意識の欠如、保安距離の不足等が多数発覚し、これらを是正させることができた。</p>
17条 譲受許可	<p>【大阪市】</p> <p>建設びよう打ち銃用空包については、建設現場等で許可を要することなく消費できる範囲内で使用されることが多く、譲り受けた空包は一の市町村の範囲を越えて複数の現場で使用されることがある。</p> <p>このため、譲受許可申請時に知り得た消費場所に関する情報については、該当する市町村に対して伝達を行い、情報が埋没することの無いよう横のつながりを持って、保安レベルを維持している。</p>

道府県担当者

氏名： 地域主権課 前林 豊久
 T E L : 06-6941-1705
 F A X : 06-6944-6497

指定都市担当者（大阪市）

氏名： 行政部総務課 小嶋 駿介
 T E L : 06-6208-9725
 F A X : 06-6229-1260

指定都市担当者（堺市）

氏名： 企画部 佐々木 宏昌
 T E L : 072-222-0380
 F A X : 072-222-9694

（本調査に関する提出・連絡先）

内閣府地方分権改革推進室 塩川

T e 1:03-3581-2458

e-mail:gimuwaku@cao.go.jp

*火薬類取締法に関する質問は、経産省の担当者にお願いします。

経済産業省商務流通保安グループ

鉢山・火薬類監理官付 宮地、池田（晃）

T e 1:03-3501-1870

e-mail: kozan-kayakurui@meti.go.jp

事務・権限の移譲に要する準備期間等に関するアンケート調査表

回答要領

<1～5>必要な準備措置

内閣府が行った意向調査及び産業構造審議会保安分科会等で指摘された1～5の懸念事項について、それぞれの懸念を解消するための具体的措置内容を御記入下さい（5の具体的懸念事項と対処の方向性については可能な範囲でご記入ください）。また、それぞれの項目に必要な準備期間について御記入下さい。

<6>必要準備期間

1～5を踏まえ、移譲までに必要な準備期間を記載してください。

<7>保安レベルを維持しつつ事務・権限を移譲するための特段の留意事項

別紙1に記載されている移譲対象事務について、保安レベルの維持の観点から特段の留意事項がある場合には、条文毎に御記入下さい。

<取りまとめ>

道府県及び指定都市で必要な協議を行った上で、道府県において回答を取りまとめ、提出願います。

道府県名：兵庫県、指定都市名：神戸市

懸念事項	1. 指定都市における人員確保、財源措置等の体制整備
必要準備期間	精査中
具体的措置内容	<p>《人員および体制整備に関する事項》</p> <ul style="list-style-type: none">・移譲に伴う施設数や事務件数等を考慮した人員・組織等の算出、要求、配置・火薬類取締法を所管する専属部署の設置の必要性の検討 <p>《予算に関する事項》</p> <ul style="list-style-type: none">・移譲に伴う施設数や事務件数等を考慮した予算要求（事務処理に必要と判断される物件費（電算システムの構築、参考図書、各種研修参加費等）、人件費）

懸念事項	2. 指定都市における専門職員の養成（教育・研修による）及び専門性の維持
必要準備期間	精査中
具体的措置内容	<ul style="list-style-type: none">・職員養成のため、神戸市職員の兵庫県への派遣を検討及び、実際に窓口対応、立入検査、保安検査等の業務に参加し実地研修を実施・経済産業省等が開催する研修等への参加・参考図書の購入・連絡会議等を実施し情報交換を行うことにより、兵庫県が運用している審査基準、事務処理規程、マニュアル等を基本とした、神戸市として運用する関係規程を整備

懸念事項	3. 道府県と指定都市の連携体制構築
必要準備期間	精査中
具体的措置内容	<ul style="list-style-type: none"> ・連絡会議等を実施し情報交換を行うとともに、業務の円滑な運用に向け人事交流の必要性を検討。 ・災害時における迅速、的確な対応の実現に向けた協力体制等を構築するため、兵庫県と神戸市等関係機関による定期的な会議等の創設

懸念事項	4. 指定都市における道府県からの事務及びノウハウの引継
必要準備期間	精査中
具体的措置内容	<ul style="list-style-type: none"> ・職員養成のため、神戸市職員の兵庫県への派遣を検討、及び、実際に窓口対応、立入検査、保安検査等の業務に参加し実地研修を実施【2. の再掲】 ・連絡会議等を実施し情報交換を行うことにより、兵庫県が運用している審査基準、事務処理規程、マニュアル等を基本とした、神戸市として運用する関係規程を整備【2. の再掲】 ・定期的な連絡会議等、事務を進める上での兵庫県、経済産業省等に対する質疑応答等相談体制の創設

懸念事項	5. 保安レベル維持のため広域で取り組むべき事案
必要準備期間	精査中
具体的懸念事項と対処の方向性	<p>【懸念事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・消費現場や、販売店の店舗と火薬庫の所在地が、一つの指定都市内に収まらず複数の市町にまたがる場合に、県及び市への申請が必要となり、事務の煩雑化や、包括的な管理が困難となる。 ・上記のような場合に、災害発生時における指揮命令系統が分割される。 <p>【対処の方向性】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・道府県間の現状の取扱いを確認、整理し、これらを踏まえた兵庫県と神戸市の連絡体制を構築 ・検査の合同実施、帳簿の共有等必要な事項の整備 ・災害発生時における対応マニュアル等の整備 ・合同訓練の実施

懸念事項	6. 指定都市における十分な準備期間の確保
必要準備期間	平成27年度前半に法律の公布があった場合、平成29年4月1日 (1. ~ 5. を踏まえ、必要な準備期間を記載してください。)

7. その他保安レベルを維持しつつ事務・権限を移譲するための特段の留意事項（条文毎に記載願います）

条項	保安レベル維持の問題点、解決の方向性

道府県御担当者

氏名： 広域調整室 森
T E L : 078-362-4008
F A X : 078-362-4479

指定都市御担当者

氏名： 企画調整局企画課 河原・平岡
T E L : 078-322-5022
F A X : 078-322-6008

(本調査に関する提出・連絡先)

内閣府地方分権改革推進室 塩川

T e 1:03-3581-2458

e-mail: gimuwaku@cao.go.jp

*火薬類取締法に関する質問は、経産省の担当者にお願いします。

経済産業省商務流通保安グループ

鉱山・火薬類監理官付 宮地、池田（晃）

T e 1:03-3501-1870

e-mail: kozan-kayakurui@meti.go.jp

事務・権限の移譲に要する準備期間等に関するアンケート調査表

道府県名 : 岡山県、指定都市名 : 岡山市

懸念事項	1. 指定都市における人員確保、財源措置等の体制整備
必要準備期間	平成26年 月 ~ 平成29年 3月
具体的措置内容	<p>◎下記のことを踏まえた人員確保、予算措置が必要不可欠である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・機構定員要求（事務処理量の把握、火薬担当部署の設置、火薬担当増員、道府県と指定都市間の人事交流。） ・事務処理内容が不明だが、必要な予算措置を行うこと。 ・消防事務委託により消防事務を行っている町事務（吉備中央町）に係る部分の移譲の確認

懸念事項	2. 指定都市における専門職員の養成（教育・研修による）及び専門性の維持
必要準備期間	平成26年 月 ~ 平成29年 3月
具体的措置内容	<p>◎各種研修等下記の措置を含めた事前準備を確実に行う必要がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・職員の専門研修等の派遣による担当者教育システムの構築 ・人事交流（職員受入・派遣等）準備 ・職員研修等教育への県の協力 ・移譲済消防本部への視察研修 ・県の退職した元専門職員の受け入れ

懸念事項	3. 道府県と指定都市の連携体制構築
必要準備期間	平成26年 月 ~ 平成29年 3月
具体的措置内容	<p>◎円滑な事務執行のため、下記事項に係る連携体制の構築が必要不可欠である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人事交流 ・保安検査、立入検査の共同実施 ・移譲前後における連絡会議の設置 ・県内部で担当部局等が違う場合（消防保安課及び備前県民局）の移譲前後の連絡体制の構築 ・県↔各種団体の協議会等の連絡体制の構築、引継ぎが必要である。 ・法第19条に係る運搬の届出先である県公安委員会との連絡体制の構築。

懸念事項	4. 指定都市における道府県からの事務及びノウハウの引継
必要準備期間	平成26年 月 ~ 平成29年 3月
具体的措置内容	
◎円滑な事務執行のため、下記事項の事務引継ぎが確実に行われることが必要不可欠である。	
<ul style="list-style-type: none"> ・引継書、マニュアルの受領 ・経済省及び道府県の研修への参加 ・保安検査、立入検査の共同実施 ・火薬類取締法に関する各種法定講習・任意講習等の運用状況等の把握・引継 ・火薬類取締法に関する各種団体との会議等調整、運用状況等の把握・引継 ・事務処理内容の把握（許可、検査、届出、各種講習講師、報告関係（年報・月報・国報・事故報告等）） ・消防事務を委託されている所在地（吉備中央町）に係る事務処理状況の把握・引継 ・移譲前の施設等の状況及び施設台帳等の管理状況の把握・引継 ・事務処理の受付等に係るシステム化の状況確認 	

懸念事項	5. 保安レベル維持のため広域で取り組むべき事案
必要準備期間	平成26年 月 ~ 平成29年 3月
具体的懸念事項と対処の方向性	
◎火災予防及び保安レベル維持のため、下記事項の整備等が必要不可欠である。	
<ul style="list-style-type: none"> ・災害時緊急時の指揮命令系統が県と市で分割されない体制の構築。 ・検査、帳簿の確認方法の整理 ・店舗、火薬庫への検査方法の整理 ・全国的な共通事項・申し合わせ事項の確認 ・火薬類保安協会に係る事務処理（手帳等の交付、講習、試験等）の状況把握 	

懸念事項	6. 指定都市における十分な準備期間の確保
必要準備期間	平成26年 月 ~ 平成29年 3月 (1. ~ 5. を踏まえ、必要な準備期間を記載してください。)

7. その他保安レベルを維持しつつ事務・権限を移譲するための特段の留意事項（条文毎に記載願います）

条項	保安レベル維持の問題点、解決の方向性

道府県担当者（岡山県県民生活部市町村課）

氏名： 大熊 重行

T E L : 086-226-7396

F A X : 086-224-2148

指定都市担当者（岡山市政策局政策企画課）

氏名：大逸 修治

T E L : 086-803-1040

F A X : 086-803-1732

事務・権限の移譲に要する準備期間等に関するアンケート調査表

回答要領

<1～5>必要な準備措置

内閣府が行った意向調査及び産業構造審議会保安分科会等で指摘された1～5の懸念事項について、それぞれの懸念を解消するための具体的措置内容を御記入下さい（5の具体的懸念事項と対処の方向性については可能な範囲でご記入ください）。また、それぞれの項目に必要な準備期間について御記入下さい。

<6>必要準備期間

1～5を踏まえ、移譲までに必要な準備期間を記載してください。

<7>保安レベルを維持しつつ事務・権限を移譲するための特段の留意事項

別紙1に記載されている移譲対象事務について、保安レベルの維持の観点から特段の留意事項がある場合には、条文毎に御記入下さい。

<取りまとめ>

道府県及び指定都市で必要な協議を行った上で、道府県において回答を取りまとめ、提出願います。

道府県名：広島県、指定都市名：広島市

(既に条例による事務処理特例制度を活用して事務の全面的な移譲を行っている)

懸念事項	1. 指定都市における人員確保、財源措置等の体制整備
必要準備期間	平成18年10月～平成18年12月頃 (予算・組織要求を見込んだ時期)
具体的措置内容	<p>【広島県】</p> <ul style="list-style-type: none">・事務量、件数、手数料収入、必要用具等の情報提供 <p>【広島市】</p> <ul style="list-style-type: none">・過去の業務経験（危険物事務の経験者）を踏まえて人材選定を図った。・体制・・・危険物係長（課長補佐）1名、火薬類取締法関係専任担当1名（増員分） 各署予防課危険物担当8名・財源・・・県からの交付金及び手数料収入 科目：消防手数料（火薬類関係）・騒音計、距離計、メジャー等の検査用具の購入

懸念事項	2. 指定都市における専門職員の養成（教育・研修による）及び専門性の維持
必要準備期間	移譲以前の3か月間程度
具体的措置内容	<p>【広島県】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県主催の事務研修会の実施（法令概要・事務処理手順、申請書等審査演習、事故対応、行政措置） ・県主催の立入検査実地研修の実施 <p>【広島市】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・経済産業省主催の火薬類取締法研修への参加 ・煙火の消費に関する講習会への参加 ・火薬類危害予防大会への参加 ・県実施の研修への参加

懸念事項	3. 道府県と指定都市の連携体制構築
必要準備期間	平成18年10月～平成19年3月
具体的措置内容	<p>【広島県】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県主催の事務担当者会議の実施 <p>【広島市】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県実施の研修への参加

懸念事項	4. 指定都市における道府県からの事務及びノウハウの引継
必要準備期間	平成18年10月～平成19年3月
具体的措置内容	<p>【広島県】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・引継書、事務処理要領の作成・更新 <p>【広島市】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県実施の研修への参加

懸念事項	5. 保安レベル維持のため広域で取り組むべき事案
必要準備期間	平成 年 月 ~ 平成 年 月
具体的懸念事項と対処の方向性	<p>【懸念事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> 施設が2市町以上にある場合の対応 <p>【対処の方向性（広島県）】</p> <ul style="list-style-type: none"> 検査・帳簿の確認方法の整理 情報共有の機会充実 <p>【対処の方向性（広島市）】</p> <ul style="list-style-type: none"> 検査、帳簿等の確認方法の統一 事務担当者間の情報共有（危険物担当者研修会の実施）

懸念事項	6. 指定都市における十分な準備期間の確保
必要準備期間	平成18年10月 ~ 平成19年3月 (1. ~ 5. を踏まえ、必要な準備期間を記載してください。)

7. その他保安レベルを維持しつつ事務・権限を移譲するための特段の留意事項（条文毎に記載願います）

条項	保安レベル維持の問題点、解決の方向性
全般	<p>【広島市】</p> <ul style="list-style-type: none"> これまで危険物事務に携わっていた職員であっても、火薬類取締法の業務の内容が全く異なるため、新たな配置となる職員に向けての研修を実施する必要がある。 また、研修等を行うにあたっても教える側の職員も少ないとから、人材の確保が必要となる。

道府県御担当者

(本調査に関する提出・連絡先)

内閣府地方分権改革推進室 塩川

T e 1:03-3581-2458

e-mail: gimuwaku@cao.go.jp

*火薬類取締法に関する質問は、経産省の担当者にお願いします。

経済産業省商務流通保安グループ

鉱山・火薬類監理官付 宮地、池田（晃）

T e 1:03-3501-1870

e-mail: kozan-kayakurui@meti.go.jp

指定都市担当者

氏名 : 立藤 謙治

T E L : 082-513-2603

F A X : 082-223-6313

事務・権限の移譲に要する準備期間等に関するアンケート調査表

回答要領

<1～5>必要な準備措置

内閣府が行った意向調査及び産業構造審議会保安分科会等で指摘された1～5の懸念事項について、それぞれの懸念を解消するための具体的措置内容を御記入下さい（5の具体的懸念事項と対処の方向性については可能な範囲でご記入ください）。また、それぞれの項目に必要な準備期間について御記入下さい。

<6>必要準備期間

1～5を踏まえ、移譲までに必要な準備期間を記載してください。

<7>保安レベルを維持しつつ事務・権限を移譲するための特段の留意事項

別紙1に記載されている移譲対象事務について、保安レベルの維持の観点から特段の留意事項がある場合には、条文毎に御記入下さい。

<取りまとめ>

道府県及び指定都市で必要な協議を行った上で、道府県において回答を取りまとめ、提出願います。

道府県名：福岡県、指定都市名：北九州市、福岡市

懸念事項	1. 指定都市における人員確保、財源措置等の体制整備
必要準備期間	平成26年9月～平成29年3月
具体的措置内容	<p>【福岡県】</p> <ul style="list-style-type: none">・機構定員要求（火薬担当部署の維持・存続）・予算要求 <p>【北九州市】</p> <ul style="list-style-type: none">・機構定員要求（事務処理量の把握、火薬担当部署の設置及び人員確保、県との人事交流。）・予算要求・手数料条例の改正 <p>【福岡市】</p> <ul style="list-style-type: none">・権限移譲される法令の範囲や内容が確定後にその内容に応じた計画を立てる。

懸念事項	2. 指定都市における専門職員の養成（教育・研修による）及び専門性の維持
必要準備期間	平成26年9月～平成29年3月
具体的措置内容	
【福岡県】	
・指定都市における研修等教育への協力	
【北九州市】	
・指定都市における担当者教育システムの構築	
・人事交流（職員受入・派遣等）準備	
【福岡市】	
・権限移譲される法令の範囲や内容が確定後にその内容に応じた計画を立てる。	

懸念事項	3. 道府県と指定都市の連携体制構築
必要準備期間	平成26年9月～平成29年3月
具体的措置内容	
【福岡県】	
・保安検査、立入検査の共同実施	
・担当者会議の実施	
【北九州市】	
・人事交流	
・保安検査、立入検査の共同実施	
・連絡会議等	
【福岡市】	
・権限移譲される法令の範囲や内容が確定後に関係部局との調整を立案する。	

懸念事項	4. 指定都市における道府県からの事務及びノウハウの引継
必要準備期間	平成26年9月～平成29年3月
具体的措置内容	
【福岡県】	
・引継書、マニュアルの作成	
・指定都市に対する研修	
・保安検査、立入検査の共同実施	
【北九州市】	
・経済産業省及び県の研修への参加	
・保安検査、立入検査の共同実施	
【福岡市】	
・権限移譲される法令の範囲や内容が確定後に適切な計画を立案する。	

懸念事項	5. 保安レベル維持のため広域で取り組むべき事案
必要準備期間	平成26年9月～平成29年3月
具体的懸念事項と対処の方向性	
【懸念事項】	
・販売店の店舗と火薬庫の所在地が1指定都市内に収まらない。	
【対処の方向性（福岡県）】	
・店舗、火薬庫への検査方法の整理 ・講習会等教育環境の統一性	
【対処の方向性（北九州市）】	
・店舗、火薬庫への検査方法の整理 ・検査、帳簿の確認方法の整理	
【対処の方向性（福岡市）】	
・権限移譲される法令の範囲や内容が確定後に適切な計画を立案する。	

懸念事項	6. 指定都市における十分な準備期間の確保
必要準備期間	平成26年9月～平成29年3月 (1.～5.を踏まえ、必要な準備期間を記載してください。)
【福岡県】 権限移譲に向けての県内部での準備を十分に進め、その後約1年をかけて指定都市に対する研修、保安検査・立入検査の共同実施等を行うことを想定すると、早くても平成28年4月からの移譲となると考えられる。	
【北九州市】 移譲される事務・権限の範囲や内容がまだ決まってはいないが、添付の資料の内容を勘案すると、膨大な事務が発生することが考えられる。そのため、予算の確保や、機構改革、人員の確保、教育・研修、条例の改正など、相当の期間を要するものと考えられる。 資料の事務すべてが移譲されることを想定すると、専門性やノウハウの蓄積等の期間も含め、平成29年3月までを準備期間とすることが望ましい。 なお、必要な準備期間は、移譲される事務・権限の範囲、内容が確定後、改めて詳細について検討することとしたい。	
【福岡市】 権限移譲される法令の範囲や内容が未確定ではあるが、第2回火薬小委員会の別添資料の範囲から移譲されることを想定すると、多量の事務量が発生することが想定され、上記1～5の懸念事項の解消を図りながら、上記の範囲や内容が確定後は局内で対応方針の具体的検討が必要となることを考慮すると、相当の準備期間が必要と考える。よって最大限の権限が移譲された場合を想定して平成29年3月までは準備が必要である。	

7. その他保安レベルを維持しつつ事務・権限を移譲するための特段の留意事項（条文毎に記載願います）

条項	保安レベル維持の問題点、解決の方向性

福岡県担当者

氏名：瀬口 顯生
T E L : 092-643-3302
F A X : 092-643-3078

北九州市担当者

氏名：山口 浩樹
T E L : 093-582-2156
F A X : 093-582-2176

福岡市担当者

氏名：法積 健吾
T E L : 092-725-6615
F A X : 092-725-6604

(本調査に関する提出・連絡先)

内閣府地方分権改革推進室 塩川
T e 1:03-3581-2458
e-mail:gimuwaku@cao.go.jp

*火薬類取締法に関する質問は、経産省の担当者にお願いします。

経済産業省商務流通保安グループ
鉱山・火薬類監理官付 宮地、池田（晃）
T e 1:03-3501-1870
e-mail: kozan-kayakurui@meti.go.jp

事務・権限の移譲に要する準備期間等に関するアンケート調査表

回答要領

<1～5>必要な準備措置

内閣府が行った意向調査及び産業構造審議会保安分科会等で指摘された1～5の懸念事項について、それぞれの懸念を解消するための具体的措置内容を御記入下さい（5の具体的懸念事項と対処の方向性については可能な範囲でご記入ください）。また、それぞれの項目に必要な準備期間について御記入下さい。

<6>必要準備期間

1～5を踏まえ、移譲までに必要な準備期間を記載してください。

<7>保安レベルを維持しつつ事務・権限を移譲するための特段の留意事項

別紙1に記載されている移譲対象事務について、保安レベルの維持の観点から特段の留意事項がある場合には、条文毎に御記入下さい。

<取りまとめ>

道府県及び指定都市で必要な協議を行った上で、道府県において回答を取りまとめ、提出願います。

道府県名： 熊本県 指定都市名： 熊本市

懸念事項	1. 指定都市における人員確保、財源措置等の体制整備	
必要準備期間	平成26年6月～平成28年3月	
具体的措置内容	<p>【熊本県】</p> <ul style="list-style-type: none">・定員要求（事務処理量の把握、火薬担当部署の維持・存続、火薬担当1名維持）・必要に応じた熊本市との人事交流 <p>【熊本市】</p> <ul style="list-style-type: none">・定員要求（火薬担当部署：消防局予防課、平成27年度1名増員を要求、県との人事交流）・権限移譲に伴う諸経費の普通交付税（基準財政需要額）の消防費への算入	

懸念事項	2. 指定都市における専門職員の養成（教育・研修による）及び専門性の維持	
必要準備期間	平成26年6月～平成28年3月	
具体的措置内容	<p>【熊本県】</p> <ul style="list-style-type: none">・熊本市への移譲事務についての実務等研修の実施・必要に応じた熊本市との人事交流 <p>【熊本市】</p> <ul style="list-style-type: none">・県による移譲事務についての実務等研修の実施及び県との人事交流・経済産業省及び県が開催する研修会への参加・火薬類保安責任者等に対する講習会への出席（火薬保安協会主催）	

懸念事項	3. 道府県と指定都市の連携体制構築
必要準備期間	平成26年6月～平成28年3月
具体的措置内容	
【熊本県】	
・保安検査（H27及びH28）の共同実施	
【熊本市】	
・保安検査（H27及びH28）の共同実施	
・連絡調整会議等の意見交換の場の継続（H24に設置済み）	

懸念事項	4. 指定都市における道府県からの事務及びノウハウの引継
必要準備期間	平成26年6月～平成28年3月
具体的措置内容	
【熊本県】	
・熊本市への移譲事務についての実務等研修の実施	
・必要に応じた熊本市との人事交流	
・マニュアル及び台帳等の引き継ぎ（H27から隨時実施）	
・各種許可申請等の受理に係る研修会の実施	
・保安検査（H27及びH28）の共同実施	
【熊本市】	
・県による移譲事務についての実務等研修の実施及び県との人事交流	
・各種許可申請等の受理に係る県の研修会への参加	
・保安検査（H27及びH28）の共同実施	

懸念事項	5. 保安レベル維持のため広域で取り組むべき事案
必要準備期間	平成26年6月～平成28年3月
具体的懸念事項と対処の方向性	
【懸念事項】	
・販売店の店舗と火薬庫の所在地が熊本市内に収まらない	
【対処の方向性：熊本県】	
・検査、帳簿の確認方法の整理	
・店舗、火薬庫への検査方法の整理	
【対処の方向性：熊本市】	
・検査、帳簿の確認方法の整理	
・店舗、火薬庫への検査方法の整理	

懸念事項	6. 指定都市における十分な準備期間の確保
必要準備期間	平成26年6月～平成28年3月

7. その他保安レベルを維持しつつ事務・権限を移譲するための特段の留意事項（条文毎に記載願います）

条 項	保安レベル維持の問題点、解決の方向性
	特になし

道府県御担当者

氏名 : 中井 雅也

T E L : 096-333-2017

F A X : 096-382-4066

指定都市御担当者

氏名 : 西尾 崇

T E L : 096-328-2035

F A X : 096-324-1713

(本調査に関する提出・連絡先)

内閣府地方分権改革推進室 塩川

T e 1:03-3581-2458

e-mail: gimuwaku@cao.go.jp

*火薬類取締法に関する質問は、経産省の担当者にお願いします。

経済産業省商務流通保安グループ

鉱山・火薬類監理官付 宮地、池田（晃）

T e 1:03-3501-1870

e-mail: kozan-kayakurui@meti.go.jp

